

大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン
～ “人が輝く元気な地域” をめざして～

平成 22 年 3 月

市民局

ビジョンの発行にあたって

大阪市では、これからの本市がめざすまちの姿を「大都市、そしていちばん住みたいまちへ」として、その実現に向けて『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」をもとに、市民のみなさんと一緒になって、大阪を活力と魅力あふれる元気なまちにするべく、さまざまな取組みを進めています。

本市では、長年にわたり、地域振興会が中心となって、住民相互の親睦や美化・防犯など、さまざまな取組みを進めてこられました。

しかし、社会環境の変化とともに、地域を取り巻く課題が多くなり、地域で長年取り組んできた『心ふれあうコミュニティ』の崩壊が懸念される状況となっています。

そこで、本市では、地域振興会をはじめとした地域の各種団体が主体となり、必要に応じてさまざまな団体・組織と協力しながら、地域のにぎわいや活力を取り戻すべく、このたび「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定しました。

このビジョンは、地域で生活する人、働く人、学ぶ人など地域に関わるすべての人が、地域に愛着を持って、また行政も一緒になって地域コミュニティの活性化に取り組んでいくための基本的な方向性を示したものです。

このビジョンを市民のみなさまにご賛同いただき、地域と行政の適切な役割分担のもと、できるものから取り組んでいきたいと考えています。

地域コミュニティを活性化することで、市民主体による「持続可能な元気な大阪」を、次の代に引き継いでいきましょう。

『人財』と『人財の発掘』の表現について

地域のまちづくりは、“人”づくりからとされています。“人”を地域の大切な宝（財産）という想いを込めて、このビジョンでは人材を“人財”という表現にしています。

この大切な宝である“人財”を地域の人々の中から発見し、地域活動の担い手として育成し、活躍していただくことを期待して“人財の発掘”という表現を用いています。

目 次

はじめに 「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」の意味・役割	1
(1) 策定に至るまでの背景.....	1
(2) 策定の目的.....	2
(3) ビジョンの位置づけ	2
I 大阪市における地域コミュニティの動き	3
(1) なにわ八百八橋～住民によるまちづくり～.....	3
(2) 大阪市の地域コミュニティに関する取組み.....	4
(3) 地域振興会の地域コミュニティづくりに果たしてきた役割.....	5
(4) 区コミュニティ協会について	6
II 地域コミュニティを取り巻く社会経済状況の変化	7
(1) 国の動向	7
(2) 大阪市における地域コミュニティを取り巻く状況.....	8
(3) 他都市のコミュニティ施策の状況	13
III 地域コミュニティの担い手とコミュニティ活動の課題	14
(1) 地域コミュニティに関わる人財・組織・団体	14
(2) 地域コミュニティ活動にかかる課題	16
IV 地域コミュニティのめざすべき姿	20
1 地域コミュニティの今後のあり方	20
(1) 「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた地域コミュニティの姿	20
(2) 市民（地域）と行政との連携・協力・支援のあり方	22
(3) 大阪らしさを大切にされた地域コミュニティの活性化の方向.....	23
2 地域コミュニティの将来イメージ	24
(1) 地域コミュニティのめざすべき方向	24
(2) 地域の各種団体のめざすべき方向	25

V 地域コミュニティの活性化に向けて	26
1 組織運営の基盤を強化するために	26
2 地域での活動・活躍の場を充実するために	28
3 地域の各種団体の連携を充実するために	30
4 地域の将来像・目標像を共有するために	32
5 新たなネットワークづくりを進めるために	34
VI 地域コミュニティ活性化に向けた支援体制・方策	36
1 コミュニティ協会に期待される役割	36
2 地域コミュニティ活性化に向けて本市が進むべき方向	37
(1) 行政職員の心構え	37
(2) 本市の具体的な方策	38
むすびに	44
付属資料集	45
1 関連データ集	46
2 主な地域コミュニティ活動の概要資料集	55
3 パブリック・コメントについて	66
4 用語説明	68

本文中に*がついている用語は、68～69 頁の『用語説明』で解説しています。

はじめに「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」の意味・役割

(1) 策定に至るまでの背景

地域の人々が、教育や労働、消費、祭りなどに関わりながら日常的に生活し、住民相互の交流が行われている地域社会を“地域コミュニティ”と呼んでいます。

大阪市では、地域振興会を通じた地域住民自らによる住みよいまちづくり活動や、市政・区政各般への行政協力などにより、大阪らしい地域コミュニティの形成が進められています。また、地域社会福祉協議会を中心に地域福祉活動が進められるなど、住民相互の助け合いのもとで魅力あるまちづくりが進められています。

一方、本市が平成19年度に実施した「地域活動に関するアンケート」や「地域インタビュー調査」では、行政の縦割りや協力依頼が地域の各種団体*の自主的な活動に影響を及ぼしていること、地域の各種団体が運営上の課題を抱えていること、住民の地域活動*への参加が減少していることなど、地域コミュニティがさまざまな課題を抱えていることが判明しました。

とりわけ、地域振興会をはじめとした地域の各種団体の事務局業務を行政が担ってきたことにより、地域の各種団体と行政との間に相互依存傾向が強くなっている点が、これらの課題の一因となっているものと考えられます。

行政は、各部局がそれぞれの施策ごとに縦割りで事業を行っていますが、地域では行政の施策分野に関わらず一体的に取組みが進められているということを、行政として再認識したうえで、どのような方法を取れば地域に混乱を来さないのかなど、協力依頼のあり方を検討することが求められています。

また、地域においても、地域振興会の加入率の低下や地域活動の担い手不足などの課題がある中で、より多くの住民が地域のまちづくり活動に参加できるよう、住民ニーズを反映した取組みを進めるとともに、地域の課題や団体の活動を広く周知し、地域全体で共有できる環境をつくる必要があります。

(2) 策定の目的

地域の課題はそれぞれの地域事情によって異なりますが、複雑多様化する課題の解決に向けて「どのような取組みから進めるのか」、「今後どのような取組みが必要なのか」を地域内で十分に話し合うことが必要です。一方では、子育て支援や高齢者支援などに取り組むサークルやグループ、NPO*法人などを含む市民活動団体*や企業・大学、その他さまざまな活動主体とも協働していくことも一つの解決策と考えます。そして、より多くの市民の参加・協力のもとで地域課題の解決に向けた取組みを進めることが、めざすべき地域の将来の姿となるでしょう。

こうした魅力ある地域運営を実現していくためには、これまで地域振興会が培ってきたコミュニティづくりのノウハウを再認識するとともに、地域と行政がそれぞれの役割を分担し対等な関係のもとで、それぞれの強みを活かしたまちづくりを進めることが大切となります。

この「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」は、大阪市をより魅力あるまちにしていくための基盤となる地域コミュニティの活性化に向けて、本市として基本的な考え方や方向性、果たしていく責務を改めて示し、地域と行政が認識を共有化する必要があると考えとりまとめたものです。

(3) ビジョン*の位置づけ

大阪市では、大阪市基本構想の実現に向けて、『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョンをはじめ、『大阪市地域福祉計画』や『生涯学習大阪計画』など、豊かな地域社会の実現のための計画を施策分野ごとに策定しています。それらの実現に向けては、地域コミュニティが持てる力（「地域力*」）を発揮し、市民と行政が協働によって進めていくことが何よりも重要となります。

このビジョンは、『大阪市基本構想』の掲げる「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の実現に向けて、その基盤となる地域コミュニティの活性化の方向を示すものであり、地域と連携・協働して進めるさまざまな分野の施策の基本となるものです。

『地域の各種団体』と『市民活動団体』の表現について

地域振興会などの“地域の各種団体”と、サークルやNPO法人などの“市民活動団体”は、ともに市民が主体となった活動ですが、組織の成り立ちや行動原理などが大きく異なることから、本ビジョンでは、それぞれの特性などを配慮して、用いています。

I 大阪市における地域コミュニティの動き

(1) なにわ八百八橋～住民によるまちづくり～

大阪の町の特徴として、「なにわ八百八橋」とよく言われます。これは江戸時代の大坂の町には橋がたくさん架かっていたことを例えるために言われていますが、実際には江戸の町のほうがたくさんの橋が架かっていました。しかし、江戸の橋はその半数ほどが幕府直轄の橋であったのに対して、大阪では直轄の橋は12本だけで、あとはすべて町人が私費を投じて架け自治管理を行っていた町橋でした。

また、適塾など民間の学問所・私塾の開設や中央公会堂、小学校などにみられるように古くから町人による公共活動や寄付文化が盛んでした。

住民相互の扶助活動では、大正7年に大阪府が全国に先駆けて、現在の民生委員制度の前身である「方面委員制度*」を創設したことで、相互扶助や地域共同体意識の強さが全国に発信され、また、昭和22年の災害救助法の制定後に、大阪市全区で赤十字奉仕団が結成され、戦後復興や災害救助などの奉仕活動が組織的に行われました。赤十字奉仕団の活動が町単位であったため、奉仕活動とともに、町内会活動などの自治的な活動も行われ、加入が各所帯の隅々まで及んでいたことから、大阪市赤十字奉仕団と構成や役員を同じくする一体の組織として、昭和50年6月に「大阪市地域振興会」が結成されました。

また、昭和20年・30年代には、それぞれの地域で活動を展開してきた女性団体や子ども会などの活動をより促進し、育成するために各区にそれぞれの協議会が設立されるとともに、全市的なネットワーク*となる大阪市地域婦人団体協議会（現、大阪市地域女性団体協議会）や大阪市子ども会育成連合協議会が設立されたほか、社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会の設置や社団法人 大阪市老人クラブ連合会の設立などが進められてきました。

さらには、青少年の健全育成を地域で取り組むための大阪市青少年指導員制度や大阪市青少年福祉委員制度もこの時期に整備されるなど、地域活動やコミュニティ活動とともに地域自身がより良い地域をつくるための、人と人とのつながりづくりへの取り組みが全市的に展開されてきました。

このように、大阪の町は、住民の力により発展してきた“まち”と言えます。

(2) 大阪市の地域コミュニティに関する取組み

大阪市では、昭和 30 年頃から始まった人口の大都市集中化により、昭和 40 年には人口のピークを迎えました。新たな住民の流入に加えて、職・住の分離や個人の生活意識の変化などにより、住民の連帯意識が薄れ、地域のコミュニティが失われつつある状況が懸念され、昭和 42 年に本市のマスタープランの中で初めてコミュニティ施策を位置づけました。

また、昭和 48 年には新たなコミュニティの形成にふさわしい市民組織のあり方等の検討を行う「大阪市市民組織研究会」において、地域のコミュニティづくりや自治活動の基盤となる新たな自治組織の結成が提言されました。

また、同研究会において、コミュニティを「地域的な連帯感にささえられた新しい近隣社会」と定義づけ、コミュニティづくりは「人間生活の場としての地域社会の復活、連帯感の醸成」という目的のもとで進めるとの方針が出されました。

本市では、この方針に基づき、住民によるコミュニティづくりを側面から支援することを基本理念として、次の 3 つを柱に施策を進めてきました。

- ① コミュニティづくりの拠点となる各種区民施設の整備
- ② コミュニティリーダーの養成と市民組織及びグループ・サークルの育成
- ③ コミュニティ意識の啓発と広聴・広報活動の充実

特に、昭和 50 年以降、コミュニティづくりの拠点施設となる区役所附設会館（区民センター・区民会館・区民ホール）の整備に取り組みました。同時に、コミュニティ活動の拠点を住民自らが運営し、より豊かなコミュニティが育まれることをめざし、各区で財団法人の区コミュニティ協会が設立されました。そして、区役所附設会館の管理運営を区コミュニティ協会に委託し、連携して、施設の運営と各種コミュニティ事業を展開してきました。

その後も、「大阪市総合計画 21」（平成 2 年）や「大阪市基本計画 2006—2015」（平成 17 年）などにおいて、都市型コミュニティ*の形成や校下単位のコミュニティ活動の重要性を示し、コミュニティの力を活かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざしてきました。合わせて、24 区それぞれにおいて、各区の将来像を描いた「未来わがまちビジョン」（平成 18 年）が区民によってとりまとめられました。

住民による「自らの町は自らの手でつくる」機運の高まりとその取組みを促進するため、地域振興会の自主事業への活動補助金制度を創設しました。また、地域振興会の行政協力に対する交付金制度を新たに創設したほか、区民主体の取組みへの人的・財政的支援を各区の特性に応じて実施しています。

また、地域により身近な区役所が地域課題の解決に向けた協働の拠点として役割を果たすことができるよう、区役所職員による地域担当制*の実施や本市各局から区役所に予算の権限や事務事業の移管を進めています。

(3) 地域振興会の地域コミュニティづくりに果たしてきた役割

大阪市地域振興会は、地域住民が能力・労力・時間を出し合って、地域社会の福祉増進に努める市内で最も大きな住民自治組織です。「自らの町は自らの手でつくる」という自覚のもとに、区内の各種行事に参画し、環境の美化をはじめとした住みよいまちづくりに向けての活動を行っています。

平成 20 年 1 月現在、振興町会は市内に 4,054 町会あり、町会の集合体である連合振興町会は 331 連合町会となっています。昭和 50 年の設立当時には加入世帯率が 90%を超えていましたが、平成 20 年 1 月時点では 70.5%まで減少しています。

地域振興会では、概ね「コミュニティづくり」、「日本赤十字社事業への協力」、「市政・区政への協力」の 3 つの活動を展開されています。

「コミュニティづくり」の具体例としては、盆踊り・運動会などといった地域行事の主催、子ども会・女性会・老人クラブなどの育成、区民まつりなどへの参加・協力、町内清掃などの美化推進、防犯や自主防災訓練などの安全なまちづくりなどがあります。

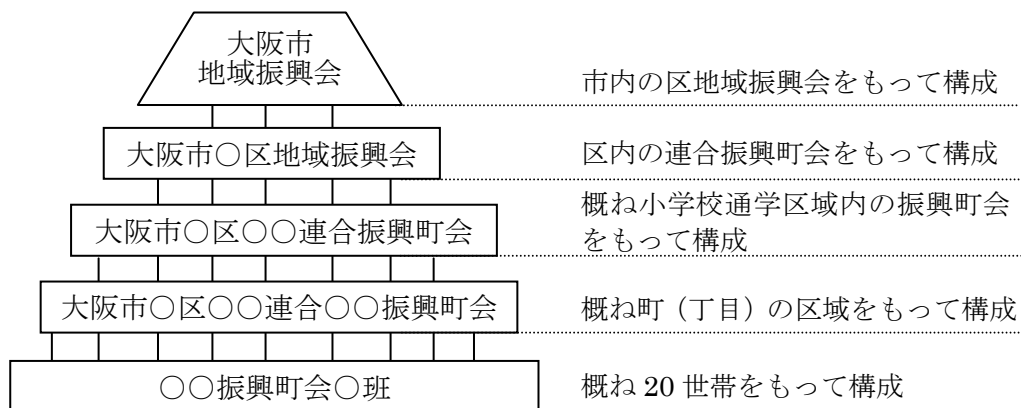
また、救急法講習会への参加、献血の推進、そして日赤社資募集などを通じて「日本赤十字社事業」に協力しています。

さらに「市政・区政への協力」では、「回覧板」や町会掲示板を活用したポスター掲示により、行政情報の周知・広報活動を担われています。また、地域住民からの意見・要望のとりまとめや、各種行政委員の推薦、選挙・統計調査への協力、災害時の市・区災害本部との連携も、地域振興会の重要な役割です。

このように、地域振興会は、単なる自治会としてのまとまりだけでなく、住民自らが地域課題の解決にあたる事業・活動の基盤となっています。

なお、赤十字奉仕団は、地域振興会と構成員・役員を同じくする、主に災害救助・献血推進等を目的とした団体で、地域振興会と協力体制にあります。

《大阪市地域振興会 組織図》



参考資料：「大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団運営のてびき」（平成 20 年 10 月）

(4) 区コミュニティ協会について

各区の区コミュニティ協会は、全国に先駆けて住民による地域振興やコミュニティ活動に取り組む組織として、本市の区役所附設会館の整備の時期に合わせて、昭和 50 年の西区コミュニティ協会に始まり、平成 13 年の阿倍野区コミュニティ協会、すべての区に設立されました。

区コミュニティ協会は、コミュニティ活動及びコミュニティ施設の運営を通じて、心の通い合う連帯感のあるまちづくりを推進するとともに、区民の福祉の向上及び文化の振興を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的として、区民や区内住民組織などからの浄財（寄付）を基本財産に設立された財団法人です。

地域振興会や地域社会福祉協議会など地域の各種団体が構成員となっており、区民の財産となる組織です。

各区コミュニティ協会は、指定管理者制度に伴う区役所附設会館の管理代行者として、施設管理を通じたコミュニティ・地域活動の拠点づくりや、区民まつりなどのコミュニティ育成事業、サークル等の団体育成を行っています。また、社会教育関係団体の事務局業務を担うとともに、NPO・ボランティアの活動支援などの諸活動を進め、区域全体を対象として、地域の各種団体の活動の場や、交流・コミュニケーションの場を提供するなど、区単位のコミュニティ活動に取り組んでいます。

一方、全区に区コミュニティ協会が設立されたことから、平成 16 年度には、各区コミュニティ協会が参画する形で、NPO 法人として的大阪市コミュニティ協会が設立され、各区コミュニティ協会の共同事務が集約化されるとともに、市・区コミュニティ協会の連携によって、区域を越えた住民交流、地域の各種団体と市民活動団体との橋渡しなどの地域コミュニティ活性化のための各種事業が展開されています。

各区の区コミュニティ協会は、現在、区単位での活動が中心となっているため、校下単位などのより地域住民に身近なコミュニティ活動等に対する直接的な支援を行うためには、今後、体制強化などの検討が必要とされています。

さらに、平成 20 年 12 月から始まっている公益法人制度改革*により、平成 25 年 11 月 30 日までに、現在の財団法人から公益財団法人か一般財団法人、もしくは法人解散のいずれかの方向性を決定し、認定を受けることが必要であり、今後の区コミュニティ協会のあり方や機能充実などの検討も必要とされています。

参考資料：大阪市民政局「地域振興(区政コミュニティ、市民公益活動)事業分析書」(平成 19 年 3 月)

Ⅱ 地域コミュニティを取り巻く社会経済状況の変化

(1) 国の動向

“コミュニティ”とは、『コミュニティ構想』（昭和45年、自治省）の中で「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」と定義づけられています。

近年の社会経済情勢や価値観の変化などにより、地域で助け合うことを体験して来なかった若年代などが世帯構成の中心となりつつあり、住民の連帯感の希薄化などが進み、“コミュニティ”を取り巻く状況が厳しくなっています。

すなわち、町会や自治会などの加入率の低下や担い手不足、活動の停滞などの問題が生じてきています。一方では、生活に密着した高齢者福祉や子育て、防災・防犯などに対する住民ニーズが多様化・高度化してきており、従来の行政主体の公的なサービスだけでは対応することが難しくなり、地域社会に求められる役割が大きくなってきています。

このような地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化は、地域性があるものの、全国的に同様の課題がみられます。

このため、国（総務省）では、地域コミュニティの再生をソフト面から研究する「コミュニティ研究会」（平成19年2月発足）や「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」（平成20年7月発足）が作られ、「『新しい公共空間』の形成や地域の多様な力を結集した地域力の創造」を基本的視点とする『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』（平成21年8月）が報告されています。

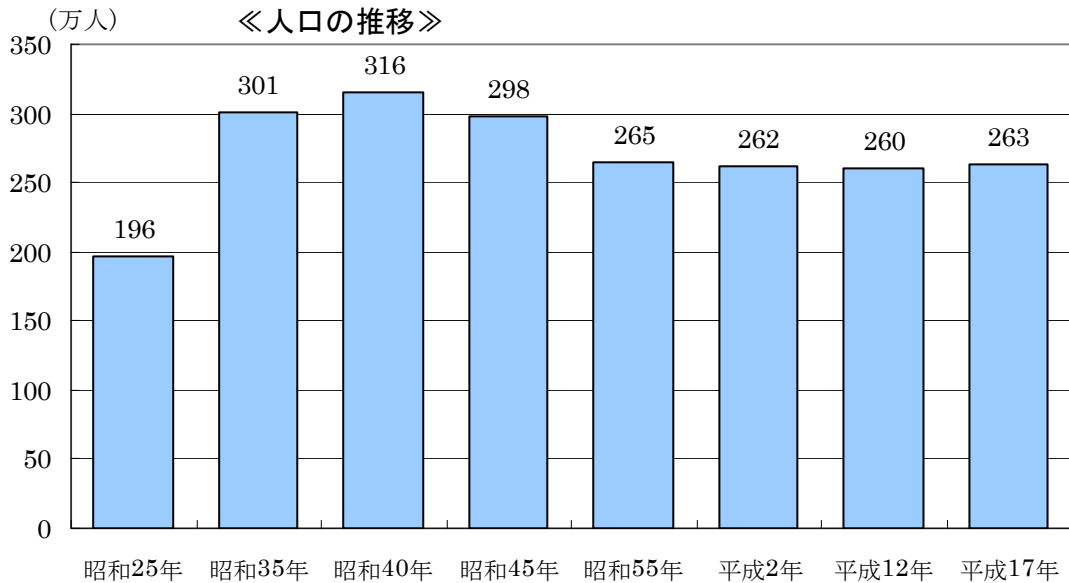
(2) 大阪市における地域コミュニティを取り巻く状況

本市における地域コミュニティを取り巻く社会経済状況は、次のような状況になっています。

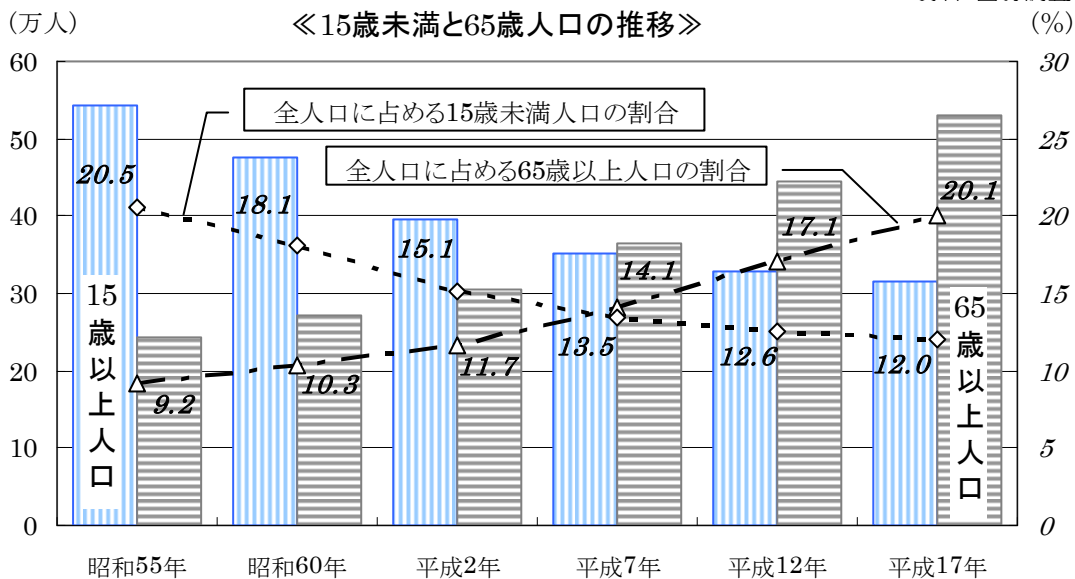
① 人口の推移

昭和40年をピークとして減少傾向にあった人口も、平成12年を境に微増傾向となっています。また、最近の5カ年の転入出等の割合からみると、市民の約15%が毎年異動している状況となっています。

平成17年の合計特殊出生率は1.15(全国は1.26)と過去最低の水準を記録し、年少人口(15歳未満)も年々減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は増加の一途をたどっています。老年人口(65歳以上)が全人口に占める割合をみると、昭和45年から昭和50年までに7.0%を超え、平成17年には20.1%となり、21%以上の超高齢社会が目前に迫っています。(なお、住民基本台帳などを基にした推計人口では平成20年の10月に22%を超えています。)



資料:国勢調査



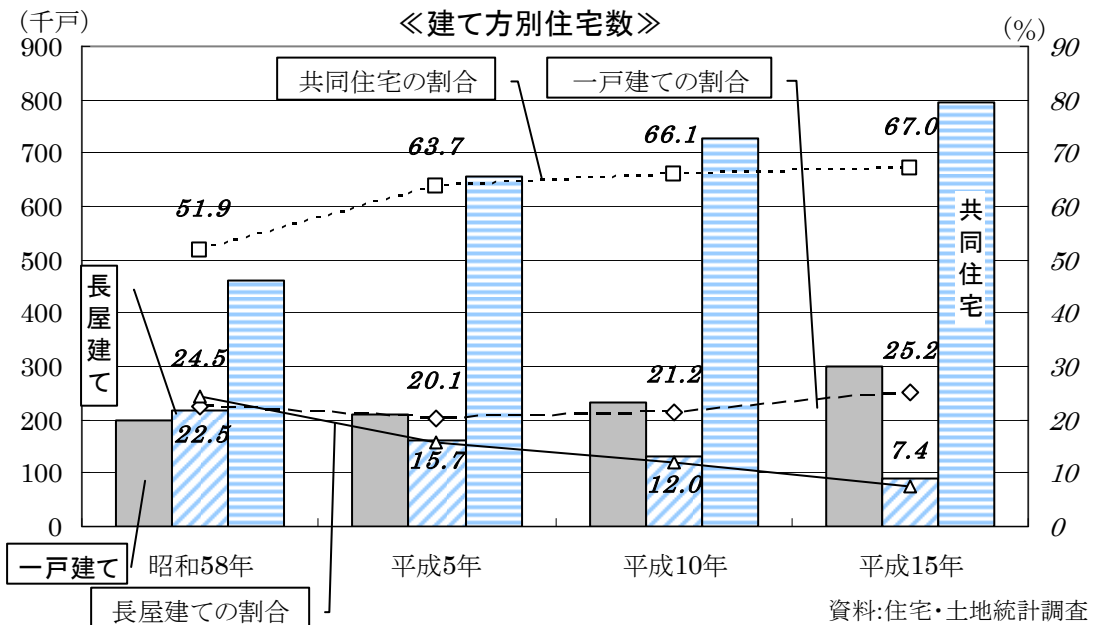
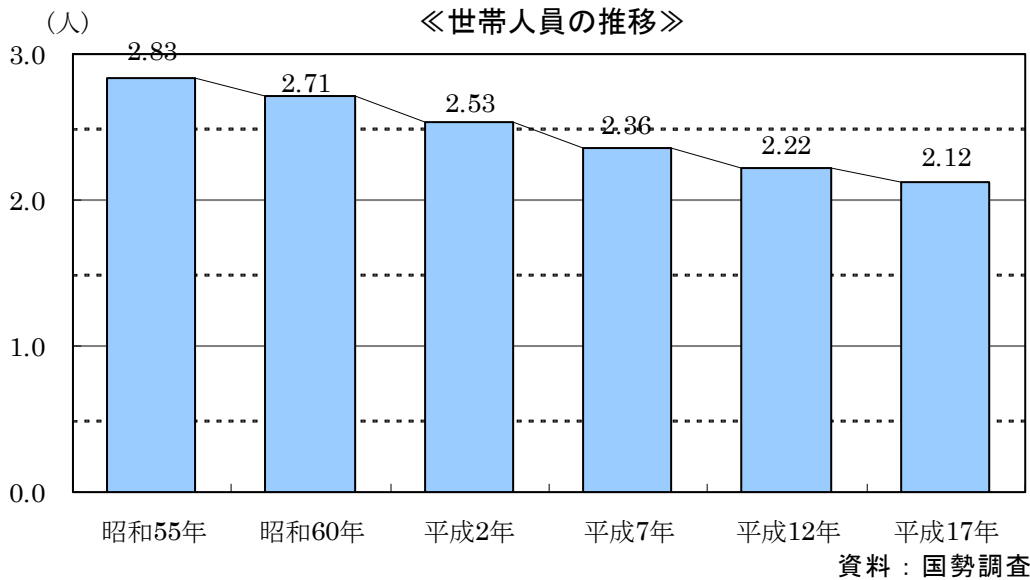
資料:国勢調査

② 家族形態・居住形態の変化

一般世帯における世帯人員数は、昭和55年の2.83人が平成17年には2.12人となっています。また、平成12年から17年の世帯人員の推移をみると、1人(単身)世帯や2人世帯が増え、4人以上の世帯は減少しており、また、65歳以上の高齢者単身世帯は、大きく増えています。

大阪市内では、民間分譲マンションの新規供給数が、平成5年から増加に転じて平成15年には過去最高の約9,800戸が供給されました。また、平成15年の調査では、6階以上の共同住宅がすべての住宅の40.5%を占めるなど高層化が進み、居住形態に変化が生じています。

特に、長屋建て家屋の居住世帯数が減っていく一方で、マンションなどの共同住宅への居住世帯数が増えています。

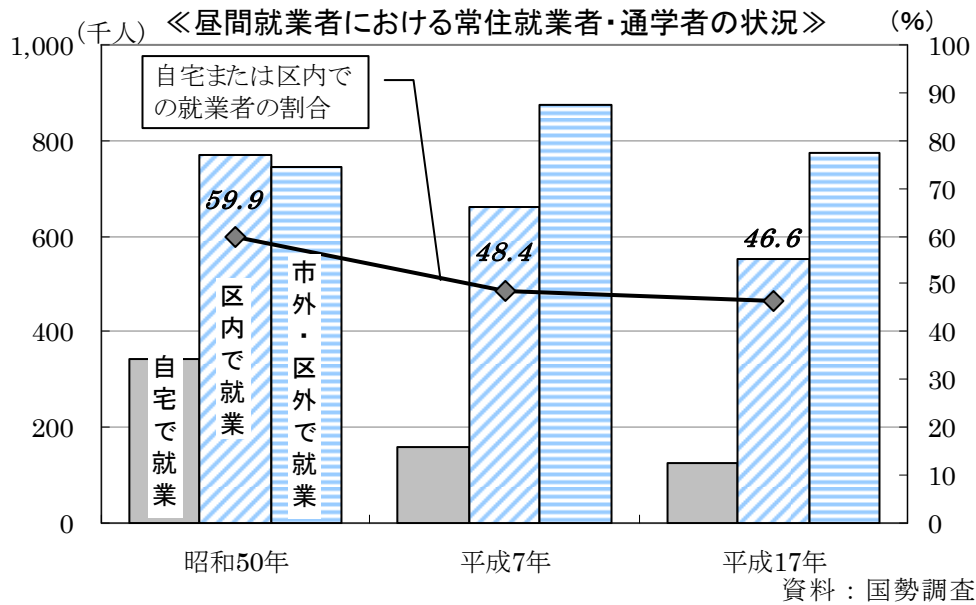


③ 就業・通学地と情報通信手段の多様化

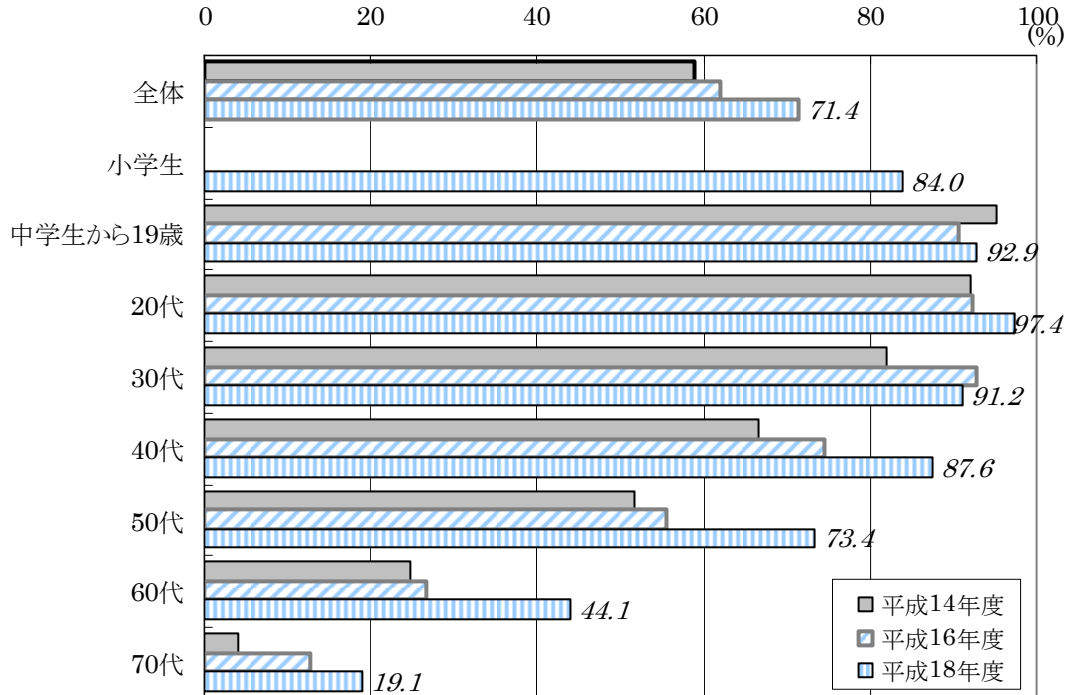
自宅での就業又は常住地の自区内での就業・通学状況をみると、昭和50年には約60%を占めていましたが、平成17年では約47%まで減少しています。

一方、常住地の自区外に就業・通学している市民は、増加しており、生活圏域が市区外に広がっています。

また、市民のインターネット利用状況は、平成18年度で71.4%となっており、特に40歳代以下では、8割を超える利用状況となっています。50歳代・60歳代においても利用状況は大きく伸びています。このことから近い将来にはインターネットによる情報伝達が有効になるものと考えられます。



《インターネット利用状況》



注) 調査対象の年齢

14年度は15歳以上、16年度は15歳以上80歳未満、18年度は小学生以上80歳未満

資料：大阪市インターネット利用動向調査（大阪市計画調整局、平成19年度）

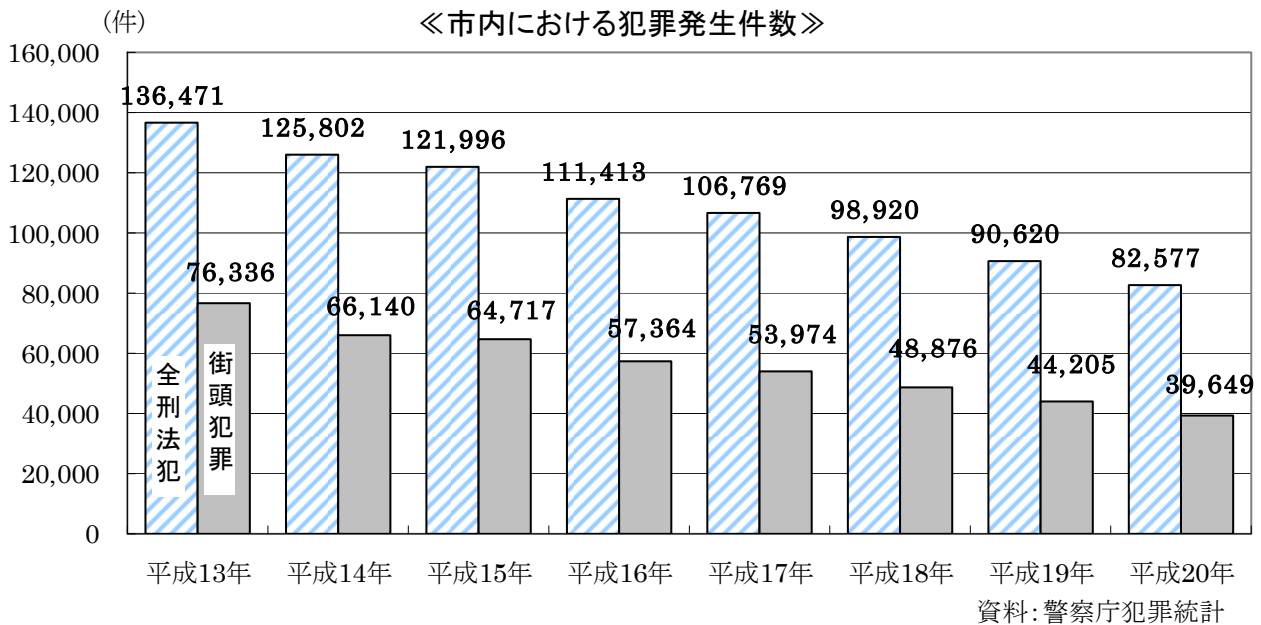
④ 安心・安全面の課題

平成 20 年の市内での犯罪の発生件数は、平成 13 年のピーク時に比べ約 40%、街頭犯罪発生件数は約 48%減少しています。

発生件数の減少の背景には、市内のすべての小学校区で地域住民による子ども安全見守り活動が行われ、青色防犯パトロール活動など自主防犯ボランティア団体が各地で設立されるなど、地域住民による犯罪の未然防止への取組みが活発になったことがあります。

また、本市としても平成 17 年度より各小学校に「子どもの安全指導員」を配置し、平成 18 年度からは各区役所で地域安全対策業務を開始するなど、市民の安全確保の体制を充実してきました。

しかし、減少傾向にあるものの、政令指定都市の中では街頭犯罪発生総数では依然としてワースト 1 であり、引き続き減少に取り組んでいく必要があります。



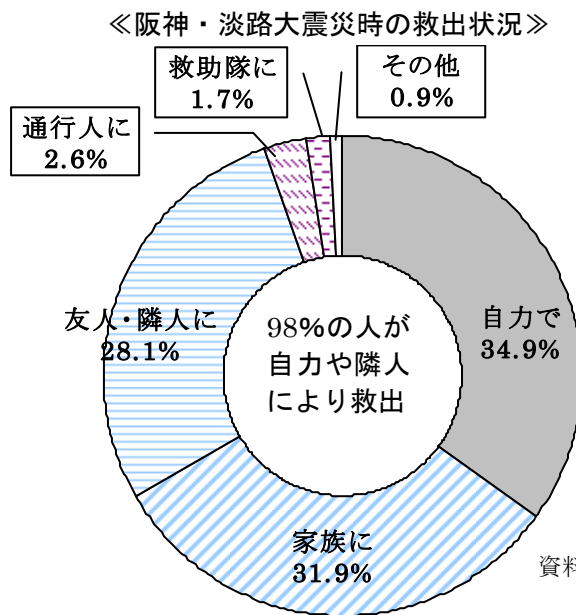
大阪市域における地震による被害想定（「大阪市地域防災計画〈震災対策編〉平成 20 年 8 月」より抜粋）

	震 度	発生確率 (30 年以内)	建物被害（棟数）		人的被害（人数）		避難所 生活者数
			全壊	半壊	死者	負傷者	
上町断層帯地震	5 強～7	2～3%	166,800	109,900	8,500	41,000	343,500
東南海・南海地震	5 弱～6 弱	50～60%	8,500	17,700	～100	10,300	28,300

注）発生確率は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成 20 年 1 月 1 日を算定基準日としたもの。

また、災害に関する被害想定では、「上町断層帯地震」や、今後 30 年以内の発生確率が高い「東南海・南海地震」などで、大きな被害が出る恐れがあります。

阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の 9 割以上が、自力または近隣住民などにより救助され、消防などの救助隊に救出された人はわずかだったと報告されていることから、大規模災害に対する備えとしても、日ごろからの地域のコミュニティづくりが非常に大切であると考えられます。



資料：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書
（（社）日本火災学会 平成8年11月）

⑤ まちづくり課題の複雑多様化の進展

人々の動きや生活様式の多様化により、地域のつながりが希薄化する一方、高齢者単身世帯の見守りや、虐待防止も視野に入れた子育て支援、さらには環境問題への対応など、地域コミュニティに期待される役割は大きく、かつ多様になってきています。

地域振興会を中心とする従来の取組みだけでは、これらの課題の解決に対応することは難しくなっており、地域振興会の機能の見直しや強化をはじめ、地域の他団体との連携の強化、専門的なノウハウなどを有する市民活動団体や企業・大学などと連携・協力し、課題解決に取り組んでいくことで効果を生み出すことも期待されます。

⑥ 行政による公的サービスの限界

少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は各家庭で行われてきた子育てや介護などが、家庭内だけでは困難な状況になり、公的なサービスとして求められるようになってきました。

このため、行政は、さまざまな施策や取組みを進め、例えば、保育所の整備や介護保険制度の充実などに努めてきました。

しかしながら、日常的な気配りやきめ細やかなサービスは、地域住民の日常的なつながりや助け合いの精神のもとでの声かけや見守りを基本とし、本来、地域でしか対応できないもの、地域で対応することがふさわしいものがあります。

そこで、複雑多様化する地域課題に対応するために、行政主体の公的なサービスのみに頼ることなく、地域のさまざまな力を結集し、行政などと連携して地域課題の解決に向けて、取り組んでいくことが必要です。

(3) 他都市のコミュニティ施策の状況

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体の関係がこれまでの「上下・主従」から「対等・協力」に変わりました。「自己決定・自己選択」により自治体運営が行われるよう、さまざまな分野において地方自治体への権限委譲（地方分権）が行われています。こうした制度改革に合わせ、他都市でも、住民同士の助け合いや地域内の連携・協力のもとで、地域の特性を踏まえた課題解決が図られるよう、住民自治を基盤とした地域運営の取組みが進められています。

とりわけ、地域コミュニティの役割を再認識し、その活性化に向けて市民と行政が対等に取り組むための仕組みをつくる動きが目立っています。地域性・専門性・きめ細やかさ・迅速性・柔軟性・継続性といった点から、地域住民組織と市民活動団体等が連携して公共活動を担えるよう、さまざまな取組みが進められています。

例えば、自治会を中心として、社会福祉協議会、婦人会（女性会）、子ども会、老人クラブなど既存の地域住民組織やボランティアグループの連携・協力による地域運営の新たな仕組みとして、小学校区を単位とした「自治協議会」（**福岡市**）や「まちづくり協議会」（**北九州市**）を組織化し、そこに対して、従来は目的別に交付していた補助金を統合した包括的な補助金を渡すなど、地域内分権が進められています。

宝塚市でも同様に、小学校区を基本単位に、自治会を核として地域の各種団体が参画した「まちづくり協議会」が組織され、公共施設等の管理、高齢者に対する配食及び廃棄物の不法投棄の監視などに取り組むために、NPO 法人の認証を受けて活動されている地域もあります。

また、市民と行政が対等なパートナーとして地域まちづくりを進めるための「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」（**神戸市**）の制定や、地域コミュニティと地域行政のあり方を指針として示した「仙台市コミュニティビジョン」（**仙台市**）の策定など、市民と行政が協働してまちづくりを進める制度的枠組みも整備されています。

《福岡市の「自治協議会」の概要》

- ◇地域活動の基本は、自治会・町内会。
- ◇小学校区単位で、さまざまな事柄をみんなが考え、話し合い、行動していくために、できるだけ多くの住民や団体が参加する組織。
- ◇それぞれの校区の実情に合わせた自主的な運営を推進。

出典：福岡市「市民公益活動応援ガイド」（平成21年4月）

《北九州市の「まちづくり協議会」の概要》

- ◇小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会などの地域団体と行政機関等で構成。
- ◇地域住民が、地域課題を自ら考え解決するため、地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を展開。
- ◇より多くの組織団体の参画や機能的な部会制の導入、より多くの住民が参加できる組織づくりなど、組織を充実。
- ◇個別事業ではなく、地域が必要な事業に配分できる「地域総括補助金」を導入。

出典：北九州市「みんなが主役の地域づくり・まちづくりのために」（平成21年4月）

Ⅲ 地域コミュニティの担い手とコミュニティ活動の課題

(1) 地域コミュニティに関わる人財・組織・団体

地域コミュニティでは、防犯や防災、子育てや福祉などの課題の解決をめざし、行政などと協力・連携しながら、住民自らが主体となってさまざまな取組みが進められています。

平成 19 年度に本市が実施した「地域活動に関するアンケート」では、「地域の各種団体が連携・協力して取り組んでいる地域のまちづくり活動」として、地域のお祭り、子どもの健全育成への取組み、高齢者の交流の場づくり、地域の安全見守り、美化・清掃活動など、約 1,800 件のさまざまなまちづくり活動が報告されました。

これらの取組みは、校下単位で活動されている地域振興会や地域社会福祉協議会などの地域の各種団体が、それぞれの特性やネットワークを活かしながら、地域のコミュニティを基盤に、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりをめざして活動を展開しています。

さらに、各区では、「未来わがまち推進会議」や「地域福祉アクションプラン推進委員会」などのように地域の各種団体や市民が参画する組織によるコミュニティ活動や地域課題の解決に向けた取組みも進められています。

また、平成 10 年に NPO 法が施行されて以降、空間的な地域の枠にとらわれることなく、同じ志のもとで社会的な課題の解決に取り組む NPO 法人などを含む市民活動団体の活動も活発化してきています。

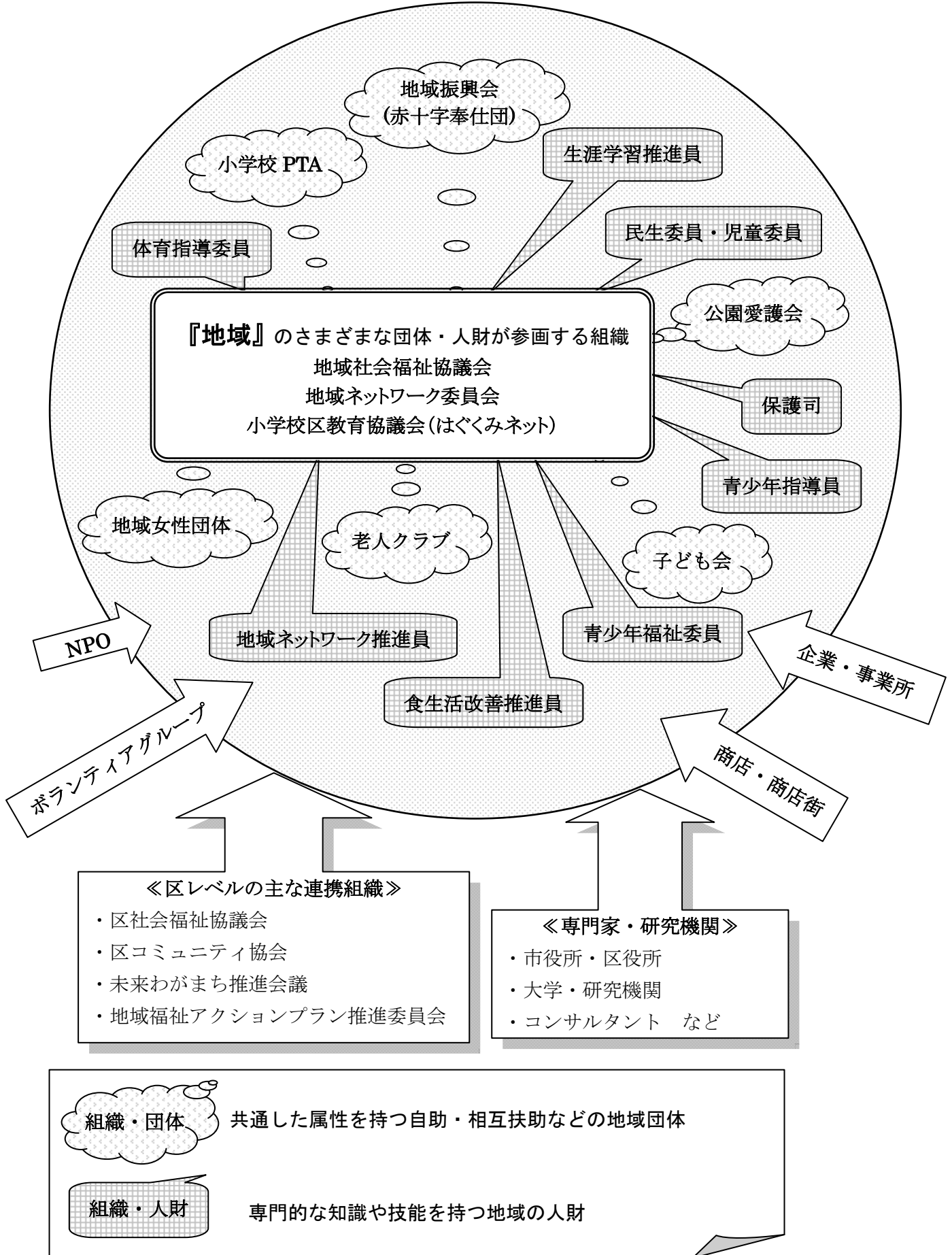
現在、大阪市内には法人格を有する NPO だけでも約 1,600 法人あり、法人数の増加とともに、活動への支援や団体間のネットワークづくりに取り組む中間支援組織*による相談事業、研修事業、情報発信などの取組みや、政策提案など行政との協働をめざす取組みが活発化するなど、活動の広がりや実績の積み重ねが見られます。

また、「地域活動に関するアンケート」では、「地域の各種団体に関心があり、連携・協力を必要と感じている」とする市民活動団体も多くありました。これは、より良い地域社会の実現をめざすうえで、地域の実情や課題をよく知る地域の各種団体との連携を求める市民活動団体の意識の現われと言えます。

さらに、近年、企業や労働組合による社会・地域貢献活動（CSR*活動）も取り込まれるようになっており、セミナーやイベントの開催や、地域への技術・労働力の提供、「助成金」「融資」などの市民活動支援制度の創設、地域貢献に向けたアドプトシステム*や調査・研究を行うなどの動きも見られます。

一方で、大学などの学術・研究機関においても、行政や地域まちづくり団体との地域貢献包括協定を締結し、地域活動の調査・研究及び実践に取り組まれているケースがあります。

《地域コミュニティに関わる人財・組織・団体》



(2) 地域コミュニティ活動にかかる課題

地域コミュニティは、歴史・立地・住民構成など、それぞれ異なる背景のうえに成り立っており、抱えている課題やこれまでの対応もさまざまです。

そこで、「地域活動に関するアンケート」の結果などをふまえて地域コミュニティにおける各種団体の活動課題を整理します。

① 活動参加者の減少と担い手の負担増大

地域の各種団体役員が共通に抱える課題として、地域課題が多様化し、より多くの住民の参加が求められる一方で、地域活動に参加する住民が少なくなっていることがあります。

住民の生活形態や生活圏域の広がりによって、居住地域への関心が薄れ、とりわけ若年層や壮年層、新たな転入者の多くは、地域活動への取組みや参加方法などを知る機会が少ないため、住民同士の交流が困難になってきています。一方では、高齢者単身世帯の増加などに伴い、見守りや防犯・防災活動など、住民相互の助け合いが必要であり、多くの住民の参加が求められています。

また、地域活動への参加者が減っている中で、本市からの行政協力依頼が特定の役員に重複するなど、地域活動の担い手への負担が増大しており、団体の活動へも影響を及ぼしている状況もあります。

地域活動への参加者が減少することは、課題解決に向けての取組みが縮小し、住民の安心感や相互扶助意識の低下につながり、ひいては地域の魅力も低下していくものと懸念されます。

このため、地域活動の参加者を拡充し、多様な担い手を確保することによって、役員負担を減らしていくことが課題となっています。

② 地域振興会への加入世帯率の低下

大規模マンションには管理組合や自治会があるため、町会に加入する必要がないと考えている住民の方が増えています。このため、地域振興会の加入世帯率は、集合住宅の増加などの影響を受けて、70%程度まで減少しています。加入世帯率の低下は、運営・活動資金や人財の不足へとつながり、地域コミュニティの基盤づくりに向けた取組みが十分にできないといった悪循環にもつながります。

アンケート結果では、『町会に加入をしない理由』として、「どのような活動があるか知らない」(49.0%)、「加入するきっかけや呼びかけがないから」(43.5%)という理由をあげている市民が多くありました。その一方で、これらの町会に加入していない市民の地域活動への参加意欲をみると、約 77%が「参加・協力」の意向があることがわかりました。

地域振興会は、地域コミュニティの中核的な役割を担っていることから、加入していない住民などへの加入の呼びかけや参加したいと思うような事業や取り組みなどを充実し、加入世帯数を増やし、新たな人々の活躍の場の提供などに努めていくことが期待されます。

このため、日常的には地域活動に参加できない住民も多くいますが、こうした住民も参加できるように、行事や会合の開催日時を工夫するとともに、地域振興会の組織運営や活動内容をより積極的に住民に周知するなど、気軽に参加できる環境をつくり、地域振興会への加入を働きかけていくことが必要となっています。

③ 地域の各種団体の住民アピール・自律運営の脆弱さ

地域コミュニティの中心的役割を担っている地域振興会をはじめ、地域の各種団体では、加入世帯や会員からの会費を主たる財源としつつ、本市からの補助金・交付金により、地域コミュニティづくりや行政協力活動が展開されています。

現在、地域振興会では、組織運営や会計処理の透明性を図るための取り組みが進められています。住民の関心を高め、新たな人たちの加入や活動への参加・協力を促進するには、すべての町会・連合町会で、情報発信に向けた取り組みを徹底し、地域振興会への加入の意義や活動が地域住民に見えるように努めることが必要です。

また、地域の各種団体においても、組織運営や会計処理の透明性を図るべく、活動内容や活動の成果などを積極的に情報発信することが必要です。

合わせて、住民が参加したい・一緒になって取り組みたいと思うような事業を、それぞれの団体が自主的・主体的に企画・運営するなど、組織の自律運営をめざすことが急務です。

④ 行政協力による団体活動等への影響

本市は、従来から地域の各種団体に対して市政・区政の運営に関わるさまざまな協力を依頼してきました。

これら行政からの協力依頼が地域の各種団体の運営に与える影響として、アンケート結果では、「会の運営にあたって、行政からの協力依頼への対応はそれほど負担でない」とする回答が多くを占めていました。

しかしながら、地域振興会、地域女性団体協議会、校下青少年指導員会、区体育指導委員協議会では、「行政からの協力依頼の対応のため、自主的な活動が十分にできていない」とする回答が2割を超えています。また、多くの団体で、「行政からの協力依頼以外には、特に活動をしていない」とする回答があったことは、団体自身の本来の活動ができていない地域があることを示しています。

また、本市では、市政課題や地域課題に応じて、推進会議や実行委員会、協議会などを設置し、地域の各種団体に参画を求めてきましたが、時代や社会環境の変化により、組織の設置目的や役割、使命などが終結あるいは変化したもの、目的が類似・重複しているものなどもあると考えられます。このため、行政協力のあり方をはじめ、これら推進会議、実行委員会、協議会などの目的や役割を検証し、活動内容を精査していくことが必要とされています。

⑤ 各種団体間の地域課題の共有化や連携機会の不足

地域には、地域振興会をはじめ多くの団体があり、「地域をより良くしたい」という共通の目標のもとに活動されていますが、それぞれが把握している地域課題は必ずしも共有されていません。

アンケート結果では、「団体相互が連携・協力することで活動内容が充実できる」といった回答が多くありました。これらの団体が一堂に会して、地域課題を共有する場があれば、連携して課題解決の道筋を探ることができます。また、新たな担い手の発掘や取組みのきっかけにもつながることが期待されます。このような「場」は、一部の地域で実施され効果をあげていますが、今後は、このような取組みが市内各所で展開されることが望ましいと考えます。

⑥ 地域の各種団体と市民活動団体等との情報の不足

子育て支援や環境問題、多文化共生など、地域振興会や従来の地域の各種団体だけでは解決が難しい課題が、現実にも多く発生しています。

これらの課題に対する専門性を持ち、機能的に動くことのできる市民活動団体や大学などが増えていますが、これらの市民活動団体等と地域の各種団体との間では、お互いの活動内容などの情報が十分に届いていない状況です。

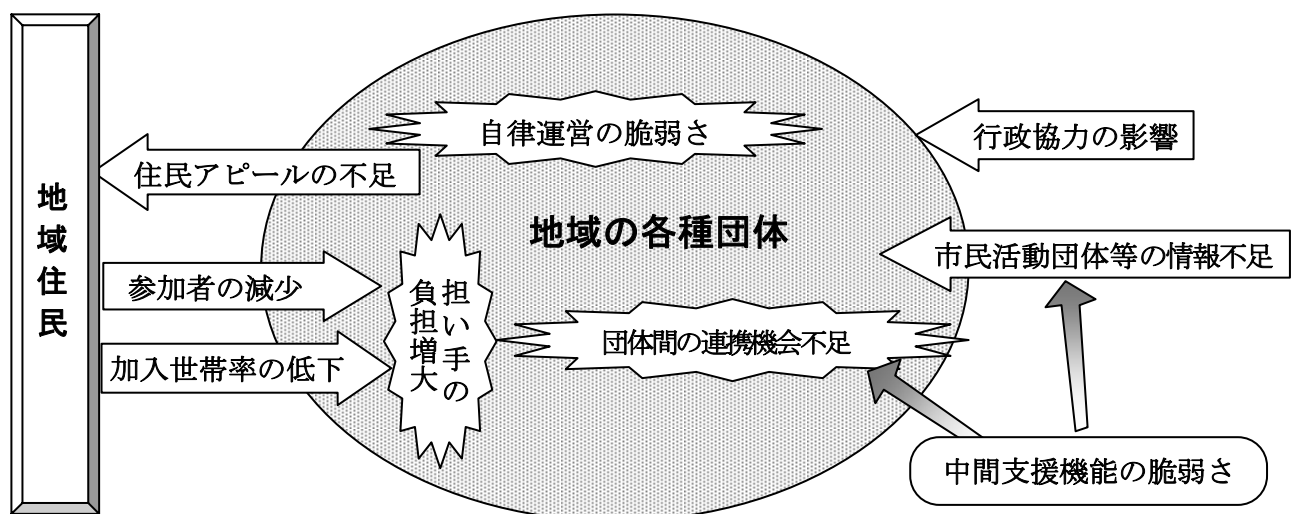
地域の各種団体とさまざまな団体との情報交換などを通じて、相互に理解し合い、団体相互の信頼関係を築いていくことで、新たな地域課題などの解決が図られることもあります。

⑦ 団体間の連携促進に向けた中間支援機能の脆弱さ

地域の各種団体間、あるいは地域の各種団体と市民活動団体等との連携やネットワークの形成を促進するには、間を取り持つ中間支援組織の役割が重要です。

各区のコミュニティ協会では、地域の各種団体と市民活動団体等との連携促進に向けた事業に取り組まれています。しかし、いまだ十分に展開できている状況ではありません。これまでの取組みに加えて、団体運営支援や団体間の連携促進など中間支援組織としての役割を担うことが期待されています。

《地域コミュニティ活動にかかる課題》



IV 地域コミュニティのめざすべき姿

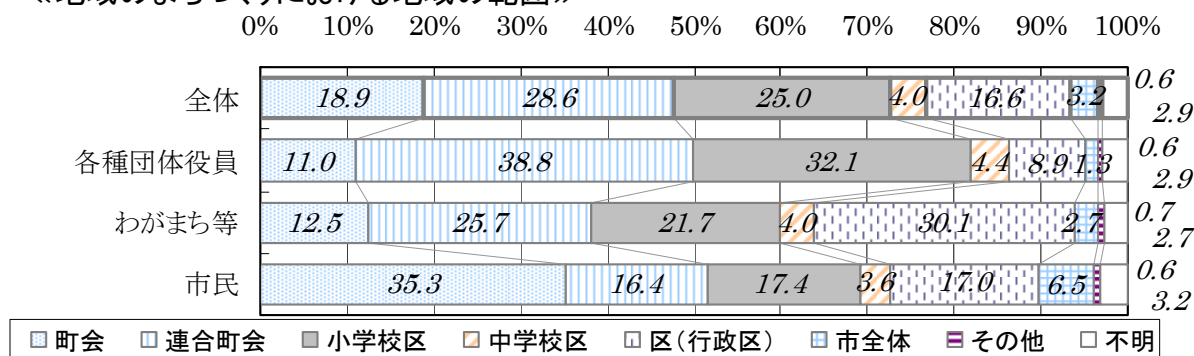
1 地域コミュニティの今後のあり方

(1) 「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた地域コミュニティの姿

「地域活動に関するアンケート」では、『地域のまちづくり』と聞いて『地域』をどのような範囲で思い浮かべますか」という設問の結果は、“**連合町会・小学校区・町会**”の順になっています。

このことから、住民にとっては、小学校区程度の範囲を、地域のまちづくり活動の範囲として感じていることがわかります。

《地域のまちづくりにおける地域の範囲》



資料：地域活動に関するアンケート(大阪市民政局、平成19年度)

昭和30年代に人口流入が進む中で、生活環境とともに近隣住民相互で作られてきた“まち”のルールも様変わりし、住民自治に変化がもたらされました。高度経済成長期やいわゆるバブル期には、確実に増え続ける財源を背景に、行政は公共サービスを拡大しながら、市民のニーズに応えるよう努力してきました。

その結果、本来は住民が自ら解決に取り組む課題についても、ともすれば市民ニーズへの対応として行政が乗り出す状況が生まれ、「行政まかせ」や「官主導」という言葉にみられるように、「自分たちのことは自分たちで」という住民自治本来の姿が薄れてきたと言われていています。

しかしながら、バブル崩壊後の社会経済の低迷や急速な少子高齢化の到来など、これまでのような右肩上がりの発想による行政運営では限界があります。持続可能な公共サービスを維持していくためには、これまでの行政と地域の役割を見直し、それぞれが担うべき役割を分担するとともに、対等な立場での新たなパートナーシップ*を築いていくことが必要となってきています。

このため、地域においては、住民に身近な課題については、できるだけ身近な場所で議論し、地域特性に応じて、住民が主体となって解決に取り組んでいく“**地域力**”をつけていくことが求められています。

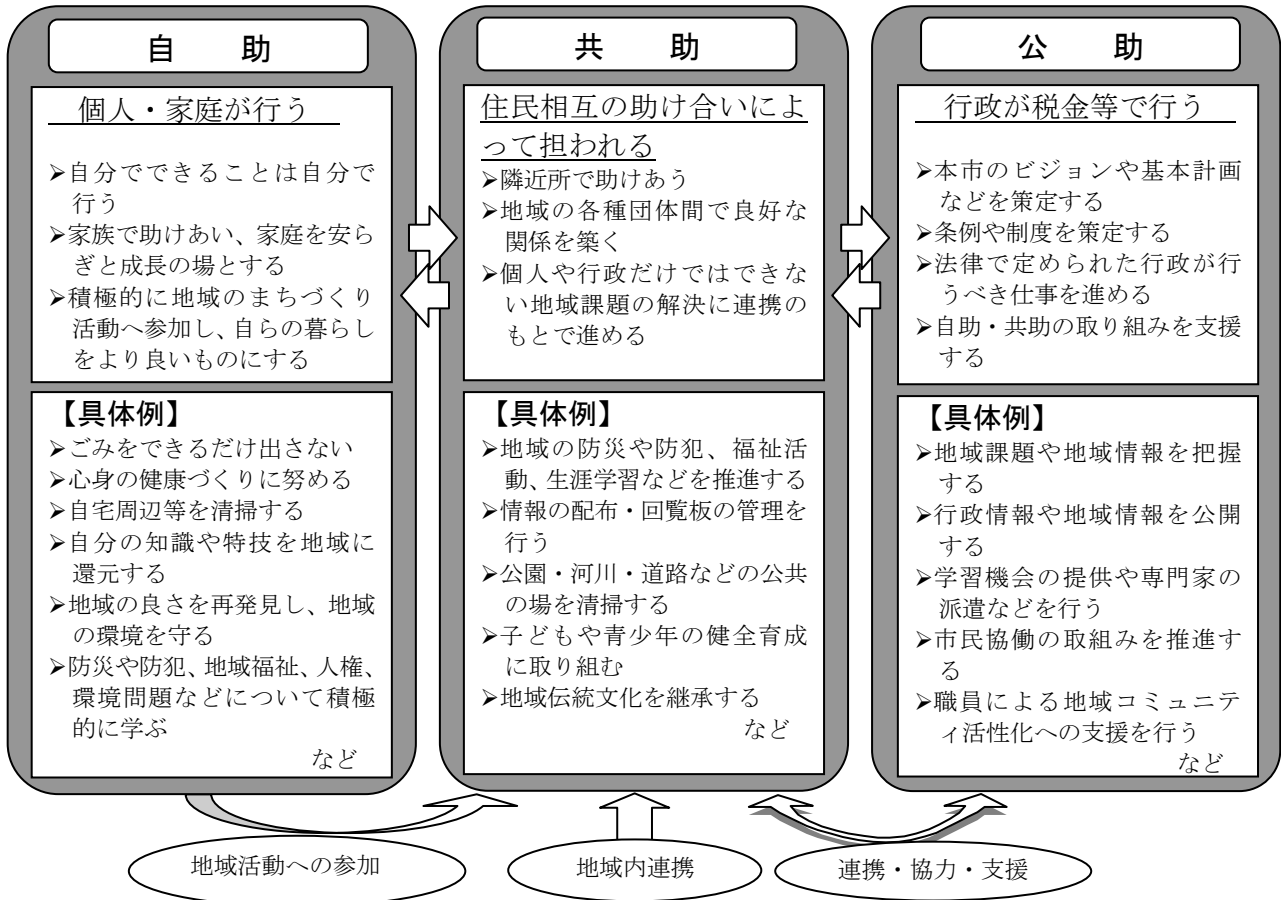
この“地域力”をつけることによって、自立的な地域社会の実現をめざし、さまざまな課題に対して、まず個人や家庭でできることは個人や家庭で解決する『自助』、個人や家庭では解決できないときは住民相互の助け合いの中で解決する『共助』、

それでも解決できないときは行政が取り組む『公助』という「補完性の原則」に基づく社会システムが構築されます。

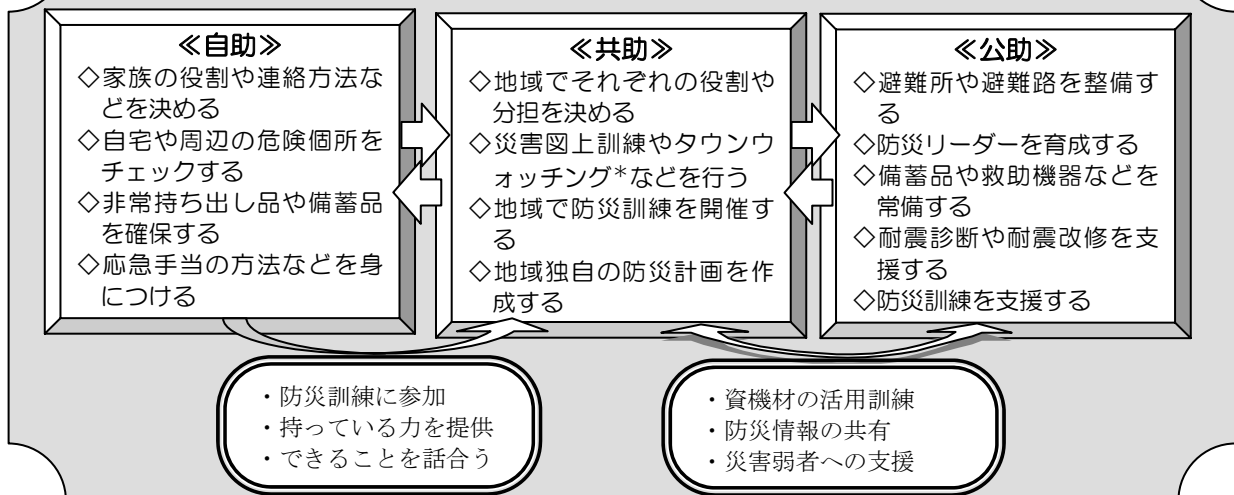
なお、『共助』には、日常的なあいさつや声かけなど、近隣関係の基礎となる地域でしか取り組むことができない活動も含まれます。

そして、『自助』『共助』という地域主体の取り組みや、『公助』という行政本来の取り組みをそれぞれの役割のもとでバランス良く進めていくことが、これからの住民自治と行政のあるべき姿と考えます。

《自助・共助・公助のバランス》



《例示：地域防災における『自助』『共助』『公助』》



(2) 市民（地域）と行政との連携・協力・支援のあり方

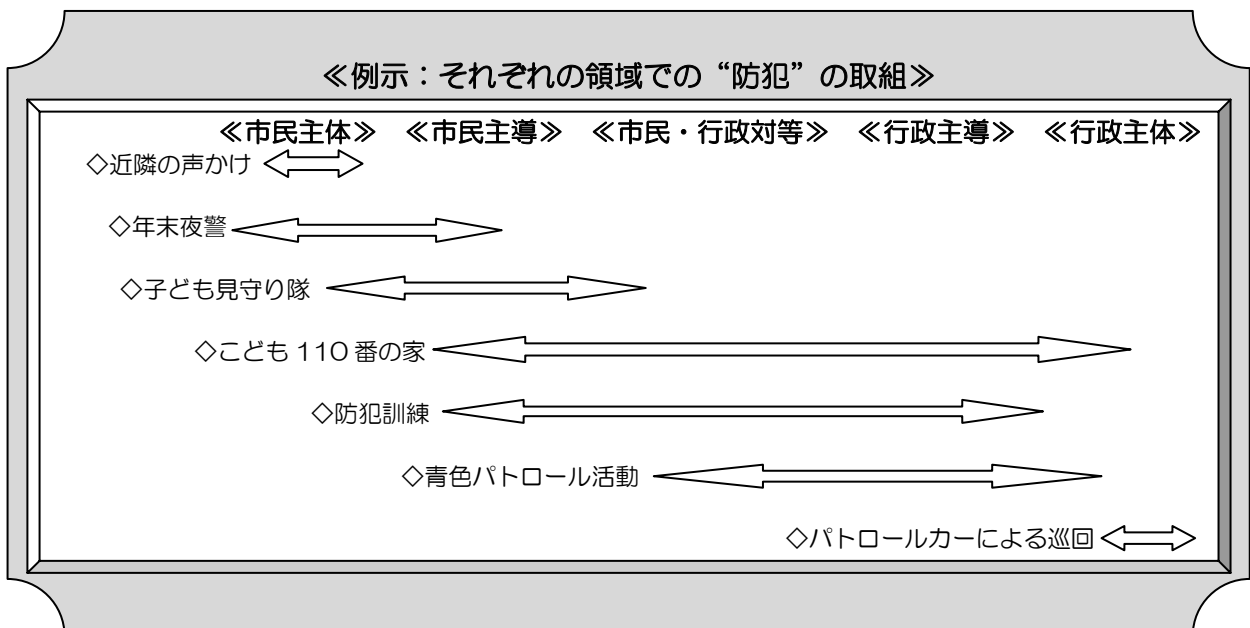
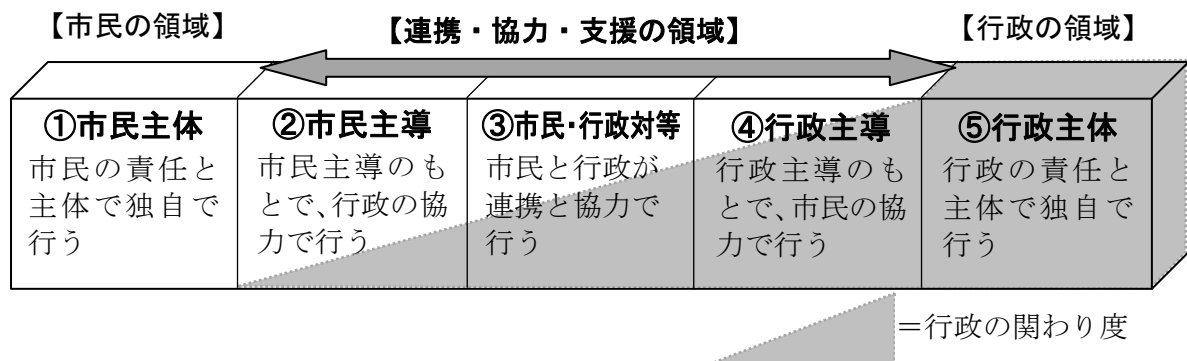
『自助』『共助』『公助』の取組みを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割のもと、地域課題を共有し、課題解決に向けて協働して取り組むことが必要不可欠です。

市民と行政の関わり方には、地域と行政が対等なパートナーシップ*のもとで行う市民との協働の取組みや、地域でしか担うことができないものを含む市民の責任と主体で独自に行うものから、行政の責任と主体で独自に行うものまで、さまざまな領域が考えられます。

これまでの本市の地域コミュニティ活動における課題をみると、行政からの協力依頼によって、特定の担い手に負担が集中したり、地域の各種団体が自主的な取組みを行えないなどの課題も見られます。

そこで、今後は、地域の状況や住民が感じている課題を的確に把握するために、地域の各種団体や住民と行政とが、地域のまちづくりについて意見交換できる機会を積極的に設け、相互理解による適切な役割分担のもとで連携・協力ができるような良好な関係づくりをともに進めていきます。

《市民（地域）と行政との領域》



(3) 大阪らしさを大切にした地域コミュニティの活性化の方向

大阪市では、地域振興会と地域社会福祉協議会のそれぞれが、誰もが住みやすいまちの実現に向けて、地域の各種行事や助け合い運動などを通じて、地域住民の日常的なつながりや助け合いの土壌を育んできました。

しかしながら、人々の価値観や生活様式が多様化し、集団主義から個人主義へと推移する中で近隣住民との関わりを避けるような状況も生じてきています。

近隣関係が希薄化すると、顔の見えない関係となり、多くの人の注意や関心が届かない無秩序な空間や行為が生まれるきっかけとなり、これまで築かれてきた住民相互の助け合いの基盤も崩れることとなります。

また、地域コミュニティづくりの取組みに加えて、環境保全や多文化共生などの新たなまちづくりの課題について、どのように取り組めば良いかを検討していくことが必要となっています。その際には、地域住民自らが“まち”のルールや仕組みを地域全体で合意し、めざすべき共通の目標を打ち出し、それぞれの団体が連携して取り組んでいくことが最も有効な手段と考えます。

このようなことから、大阪市では、地域振興会のこれまでのさまざまなまちづくりの取組みや市内団体の中で最も高い組織率を土台に、地域振興会を中心にして、地域の各種団体が、それぞれの基盤の強化や他団体との連携などに取り組んでいくことで地域が活性化されるものと期待しています。

中でも、地域振興会では、組織運営や会計処理などの透明化の維持と情報発信の強化、組織率の向上や住民パワーの結集などを図っていくことが必要です。そして、地域の各種団体をはじめ、市民活動団体、企業・大学などとの話し合いや意見交換などの場や機会を設け、課題や将来目標などを共有化し、新たなルールのもとに、連携・協力して地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

そこで、地域振興会を核に地域が一つのまとまりのある組織として、行政と連携し、次のような「将来のあるべき姿」をめざしていきます。

【地域コミュニティ活性化に向けて地域がめざす『将来のあるべき姿』】

『人が輝く元気な地域』

『人が』とは、地域で生活する人、働く人、学ぶ人など地域に関わるすべての「人」が主役であることを意味します。

『輝く』とは、地域の誰もが、個人として人権が尊重され、健康で安全に安心して、「生きがいを持って生き生きと、暮らしたり、働いたりできること」を意味します。

『元気な』とは、内外から人が集まり、さまざまな取組みや活動を行うことのできる「開かれた地域であること」を意味します。

『地域』とは、概ね小学校区の範囲で、さまざまな団体が活動している暮らしやすい、生活しやすいまとまりのある「空間」を意味します。

2 地域コミュニティの将来イメージ

(1) 地域コミュニティのめざすべき方向

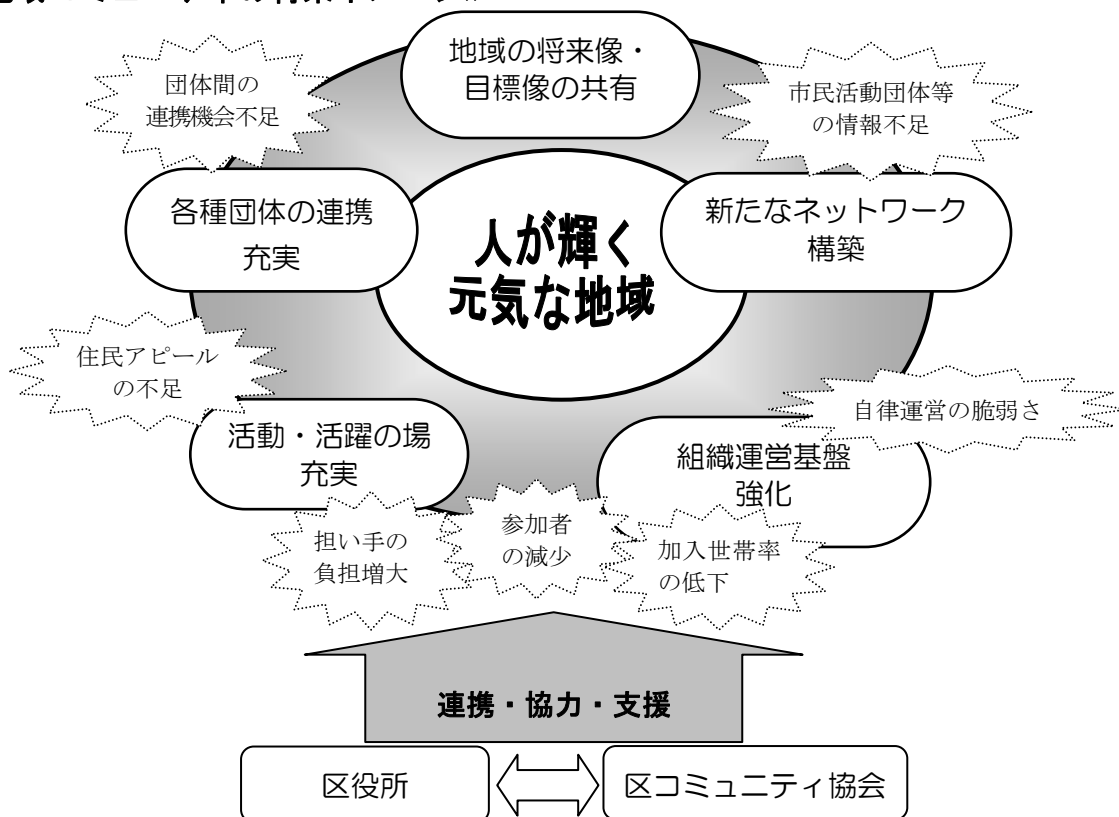
『人が輝く元気な地域』を実現するためには、地域の各種団体が主体的にさまざまな取組みを展開するとともに、地域の各種団体が、相互に連携しつつ、行政や区コミュニティ協会、市民活動団体、企業・大学などと連携し、それぞれの地域の実情に応じて、取組みを進める必要があります。

そして、日々変化する社会経済状況を踏まえつつ、必要に応じて取組みの成果を検証し、常に改善を加えながら、地域力の向上に努め、地域の誰もが生き生きと輝くことができる元気な地域づくりを進めていくことが望まれます。

【地域コミュニティのめざすべき方向】

- ① 組織運営の基盤を強化する
- ② 地域での活動・活躍の場を充実する
- ③ 地域の各種団体の連携を充実する
- ④ 地域の将来像・目標像を共有する
- ⑤ 新たなネットワークづくりを進める

《地域コミュニティの将来イメージ》

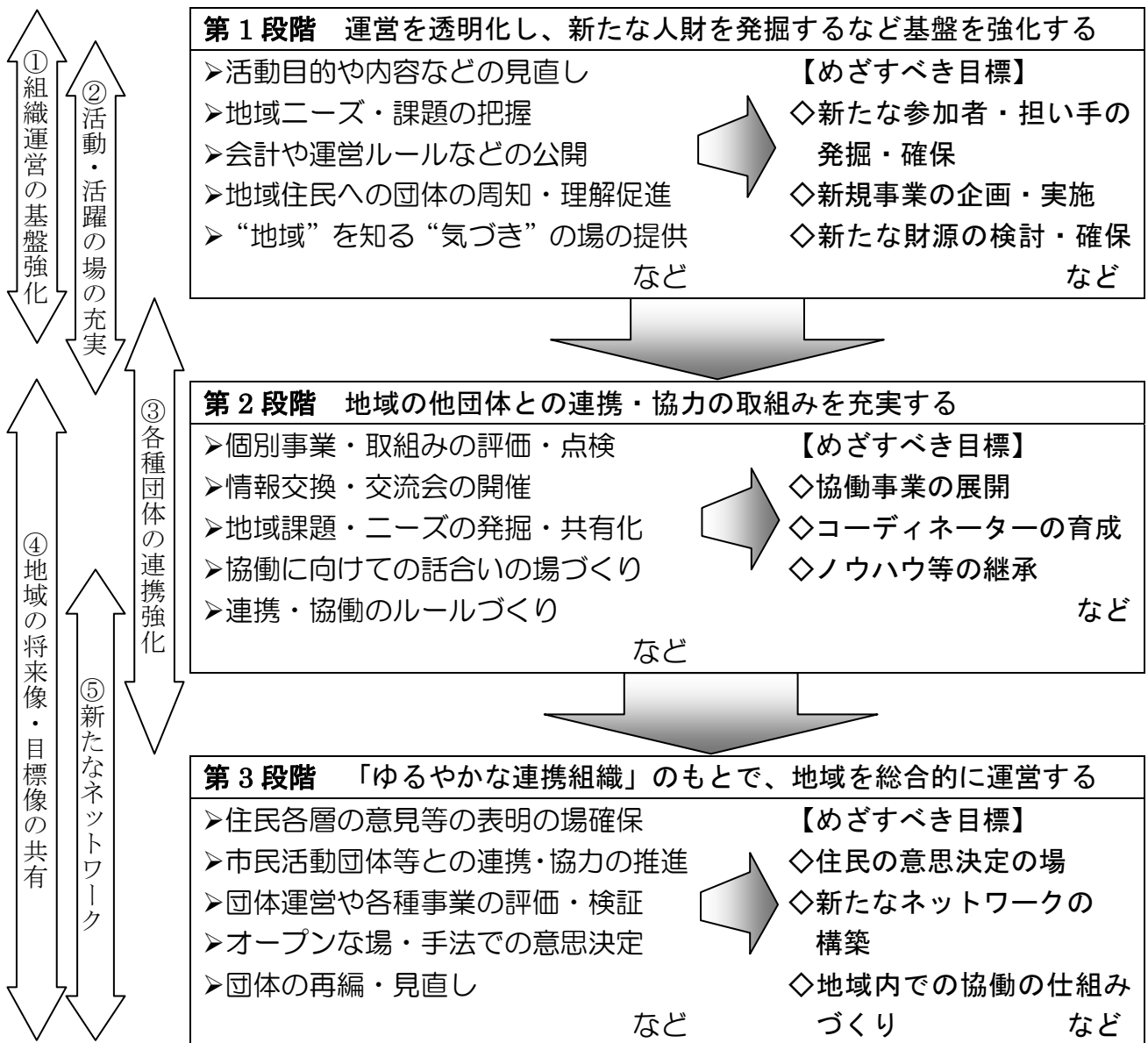


(2) 地域の各種団体のめざすべき方向

『人が輝く元気な地域』の実現を図るためには、地域で日常的に活動を展開されている地域振興会などの地域の各種団体が、組織・体制の強化などに取り組んでいく必要があります。

そこで、「地域コミュニティのめざすべき方向」に沿って、次のような取組みを進める必要があります。なお、これらの取組みは、それぞれの段階で完結するものでなく、必要に応じて振り返りや見直しを行う必要があります。

【『人が輝く元気な地域』の実現に向けて各種団体の取り組むべき方向】



「ゆるやかな連携組織」とは

地域振興会の有するノウハウや多様な人々とのつながりと、地域社会福祉協議会など地域の各種団体の有する専門性や実行力などの機能を融合した組織。男女や年齢などにとらわれない地域住民各層が平等に意見表明できるオープンな場や機会があり、透明性のある組織運営を行うことのできる仕組みを持つ、地域内での協働の実践組織。

V 地域コミュニティの活性化に向けて

1 組織運営の基盤を強化するために

－ 第1段階で取り組むべき方向 －

心豊かに安心して地域で生活していくためには、地域住民が地域に対する関心を持ち、多くの住民がさまざまな地域活動に参加・参画していることが必要です。

しかしながら、現実的には、地域の各種団体は、情報発信や情報公開があまり進んでいないことから、若年層や新たな転入者のみならず、地域に住む多くの人にその活動目的や活動内容などをあまり知られていない状況にあります。

また、地域の各種団体の活動についても、地域特性や住民ニーズが変化したことにより、活動目的や内容が時代に合わなくなっているものも見受けられます。

一方、地域活動の多くは、町会費や地域内の企業・住民などからの寄付を主たる財源としながら、本市からの補助金なども財源の一部として活動を展開されています。しかしながら、加入率の低下や経済情勢の低迷などにより、活動資金の確保が難しくなってきました。

このようなことから、今後は、地域の各種団体が本来の活動目的に沿って、住民ニーズなどを踏まえて、より多くの住民の参加・協力を得て活動を展開していくことができるよう、自らの活動目的や活動内容を精査し、それぞれの団体の自律性を高め、情報発信するなど、住民の理解や信頼感を高めていくことが必要不可欠です。

また、国・府、企業などの助成制度を活用したり、ビジネス手法を取り入れることなどによって、新たな財源の確保に努めていくことが望まれます。

なお、行政等の取組みとして、地域の活動に必要なさまざまな情報の提供をはじめ、地域活動の運営体制の強化に向けた相談・助言・指導などを充実していきます。

【取組みの方向】

地域の各種団体に対する地域住民の理解を促進し、信頼感や参加意欲を高めるため、それぞれの活動を評価・見直し、情報発信を充実します。また、地域住民にとって「必要だ」「役に立つ」と実感できるような活動を展開できるように、それぞれの運営基盤を強化します。

【“地域”の取組み（例示）】

① **自律性の向上**……地域の各種団体の役員選出方法や会計処理・予算執行、事業目的・効果などを検証し、情報公開するなど、団体運営の自律性・透明性を高めます。

▼団体の目的や役割の明示、役員選出方法などのルール化、予算や会費の使途・執行状況の公開、役員研修会の開催 など

▽行政等の取組み……相談・助言・指導 など

- ② **情報発信の徹底**……地域の各種団体の目的や活動内容、参加・参画方法など、地域での活動に関するさまざまな情報を発信し、団体の周知に努めます。

▼ニュース・チラシなどの発行、ポスターの掲示、総会の開催 など

▽行政等の取組み……広報紙・ホームページへの掲載 など

- ③ **資質の向上**……地域課題の発見や解決に向け、最新の知識や情報、技術、ノウハウの習得など、役員や会員の資質向上に努めます。

▼研修会・講習会などへの参加促進、自主的学習会・勉強会の開催、他地域・団体との情報交換・交流会の開催 など

▽行政等の取組み……学習機会の提供／講師の派遣 など

- ④ **企画・運営力の向上**……地域課題の解決や住民ニーズに沿った取組みの展開に向けて、団体の企画・運営能力の向上に努めます。

▼住民アンケートの実施、先進事例の収集・研究、研修会の開催 など

▽行政等の取組み……研修会の開催／専門家の派遣 など

- ⑤ **新たな財源の確保**……地域活動の継続や新たな取組みを展開するため、さまざまな助成制度の活用を検討するとともに、コミュニティ・ビジネス*などの展開を検討します。

▼長期計画の策定、財源の適正な運用、助成制度の収集・活用、事業提案能力の向上 など

▽行政等の取組み……助成制度等の情報提供・紹介・あっせん など

- ⑥ **活動内容等の評価・点検**……地域の各種団体がそれぞれの活動内容などを精査・点検し、今後の方向性などを検討します。

▼活動内容等の整理・点検、参加者アンケートの実施、効果・評価等の検討、ニュース等の発行 など

▽行政等の取組み……活動情報の提供／出会いの場づくり など

【実現に向けたスケジュール（案）】

	第1段階	第2段階→
① 自律性の向上	→	
② 情報発信の徹底	→	→
③ 資質の向上	→	→
④ 企画・運営力の向上	→	→
⑤ 新たな財源の確保	→	→
⑥ 活動内容の評価・点検	→	

2 地域での活動・活躍の場を充実するために

－ 第1段階で取り組むべき方向 －

地域コミュニティでは、地域振興会が中心となって地域の各種団体と連携して、安全・安心や学習・生きがい、環境、情報などさまざまな分野の取組みを展開しています。

しかしながら、地域の各種団体の多くは、担い手が固定化・高齢化してきており、小学生をはじめとした青少年や若年層の参加などを促進し、次代の担い手づくりに取り組んでいくことが必要となってきました。

一方では、市内では転出者や転入者も多く、地域への関心のない人や地域活動への参加意欲を持ちながら参加・参画の方法がわからない人も見られます。

また、古くから居住しているものの、地域行事や活動などへの関わりへのきっかけがない人も数多くいます。

このようなことから、今後は、地域の各種団体が、より多くの住民の参加・協力を得て、活動を展開できるよう、住民ニーズなどを的確に把握し、活動内容や参加方法などを見直していくことが必要です。

また、多くの住民が地域に関心を持ち、地域課題の解決などに気軽に参加・参画できるよう、新たな活躍の場を提供していくことが望まれます。

なお、行政等の取組みとして、地域に関するさまざまな情報の提供や住民参加のための機会・場づくりを行っていきます。

【取組みの方向】

地域に住む人々が、地域を見つめ直し、地域課題を発見し、自らが解決していくという意識を育て、気軽に地域のさまざまな活動や取組みに参加・参画できるよう、新たな人財の発掘と、活躍できる場・機会を充実します。

【“地域”の取組み（例示）】

- ① **ニーズ等の把握**……さまざまな年齢層の住民が抱える悩みや課題、意見などを適宜把握するよう努めます。

▼住民アンケートの実施、ワークショップ*の開催、ラウンドテーブル*の設置 など

▽行政等の取組み……ノウハウやニーズ情報の提供 など

- ② **気づきの場の確保**……地域のことを知り、関心を持つことのできるような機会を充実します。

▼地域情報の発信、地域活動情報の提供、まち歩きの実施 など

▽行政等の取組み……統計・地域情報等の提供／専門家・活動実践者の派遣 など

- ③ **地域状況の把握**……地域を取り巻く最新の状況や他地域の取組み事例などに関する情報を収集し、学習します。

▼勉強会・研修会の開催、各種講座等への参加 など

▽行政等の取組み……講座・講習会の開催／講師の派遣 など

- ④ **活躍の場の提供**……さまざまな年齢層の住民がその持てる能力や経験を活かすことのできる場・機会の確保・提供に努めます。

▼新規事業の企画・実施、担い手への登用、委員会等の設置 など

▽行政等の取組み……学習機会の提供／団体情報の提供 など

- ⑤ **新規事業の立ち上げ**……防災訓練や環境問題の取組みなど、住民の関心の高い取組みやイベントなどを実施します。

▼防災・炊き出し訓練、リサイクル市の開催、環境学習会の開催 など

▽行政等の取組み……ノウハウ・資機材の提供／講師の派遣 など

- ⑥ **人財の育成**……新たなまちづくり活動の担い手を育成し、地域活動の担い手の若返りを図ります。

▼ノウハウ・経験の伝承、研修会等の開催、地域活動での実践 など

▽行政等の取組み……講座等の開設／講師の派遣 など

【実現に向けたスケジュール（案）】

	第1段階	第2段階→
① ニーズ等の把握	————→	
② 気づきの場の確保	→	→
③ 地域状況の把握	————→	
④ 活躍の場の提供————→	
⑤ 新規事業の立ち上げ————→	
⑥ 人財の育成	————→	

3 地域の各種団体の連携を充実するために

ー 第2段階で取り組むべき方向 ー

地域には、さまざまな団体やグループなどが地域課題の解決やより良い地域づくりに向けて取り組んでいます。

しかしながら、それぞれの団体での活動には限界があり、参加者の広がりや有効な解決策が機能しないなどの問題もあります。

このためには、地域の各種団体が地域の他の団体との連携・協力を拡充することができるよう、積極的に情報発信し、連携・協力に向けての役割を想定し、他の団体などと話し合っていくことが必要です。

一方では、地域の各種団体のさまざまな活動や取組みに精通した『コーディネーター』が、地域課題の解決に向けて、地域の各種団体の役割や方向性などを踏まえ、連携・協力に向けて調整を図り、協働の取組みを促進していくことが必要とされています。

地域振興会の役員は、長年の経験や技能、ノウハウなどを有し、人的なネットワークも豊富なことから、また地域の各種団体の役員においても、活動分野での専門性やノウハウを有していることから、今後、それぞれが有するコーディネート*力を発揮し、地域の各種団体の連携に向けた調整や助言などを行っていくことが望まれます。

また、『コーディネーター』を核にして、地域のさまざまな団体の連携や協力が進むことで、新たな人財の発掘や適材適所への人財の配置などが進むことが期待されます。さらに、地域の各種団体や役員などが有する技能やノウハウなどが、地域の共有資産として活用できるようになり、次代の地域活動の担い手の育成などにつながるものと期待されます。

なお、行政等の取組みとして、地域のさまざまな団体が交流できる機会や場づくりを支援するとともに、『コーディネーター』研修などの場・機会を提供していきます。

【取組みの方向】

地域の各種団体相互の情報交換や交流を推進し、住民や団体などをつなぐコーディネーターの育成を図り、地域のさまざまな資源や人財を適材・適所に配することができるよう、各種団体の連携や協力を拡充します。

『コーディネーター』の役割について

『コーディネーター』の役割は、

- 1) 地域情報の収集と現状の把握
- 2) 地域の人財情報の収集
- 3) 他の地域の取組み情報の収集
- 4) 地域のさまざまな団体や地域住民との意見交換・交流を促進し、多様な事業の企画・実施の実現をめざすこと

【“地域”の取組み（例示）】

- ① **交流会の開催**……地域の各種団体がそれぞれの活動実態や悩みなどを意見交換・情報発信できる場を確保します。

▼ラウンドテーブルの設置、意見交換会・交流会の開催 など

▽行政等の取組み……活動情報の提供／出会いの場づくり など

- ② **コーディネート力の育成**……地域の各種団体の活動内容や方法などを精査し、連携や協力を働きかけることができるよう、研修の機会を充実します。

▼役員等研修会の開催、専門家等の招へい、コーディネーターの認知 など

▽行政等の取組み……養成講座等の開催／専門家の派遣／事例等の情報提供 など

- ③ **連携機会の充実**……地域の各種団体が連携・協力して行う取組みを充実します。

▼役割分担の明確化、既存事業の見直し、新規事業の企画・実施 など

▽行政等の取組み……ノウハウ等の提供／広報・情報発信 など

- ④ **協働の評価・点検**……地域の各種団体が協働の取組みを受けて、それぞれの主体ごとに取組み内容や役割などを精査し、協働の取組みに対する評価・分析を行います。

▼目的・役割の見直し、事業等の評価・効果の測定 など

▽行政等の取組み……ノウハウ等の提供／話し合いの場づくり など

- ⑤ **ノウハウ等の継承**……長年の地域活動の担い手の経験やノウハウなどを次代の担い手に継承していきます。

▼学習会の開催、人財育成プログラムづくり、研修会等への参加奨励 など

▽行政等の取組み……事例等の情報提供／専門家の派遣 など

【実現に向けたスケジュール（案）】

	←第2段階	第3段階→
① 交流会の開催	→ → →	
② コーディネート力育成→	
③ 連携機会の充実→	
④ 協働の評価・点検		→ → →
⑤ ノウハウ等の継承→	

4 地域の将来像・目標像を共有するために

－ 第2段階～第3段階で取り組むべき方向 －

社会環境の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑多様化し、表面化していない課題や一部の住民が抱えている課題など、地域全体の課題として共有化されていない課題も多く存在します。

しかしながら、これらの課題の多くは、将来的には地域の共通の課題となることが想定され、課題が大きくならないうちに、把握し、課題解決に向けた方策を検討しておくことが最善です。

地域全体の課題として把握し共有するには、地域の住民が集まり、地域のことを知る機会や、地域にある課題を話し合い、具体的に解決に向けた方策を考える機会をつくる必要があります。

その際には、地域の課題が解決された後に、自分たちの地域が将来どうなるのか、あるいは、どのような地域をめざすのかについて、住民総意のもとで、具体的な方向性・将来像をとりまとめ、共有化しておくことが望まれます。

なお、行政等の取組みとして、地域課題の共有や課題解決をめざす場づくり、将来像を検討・共有するための機会や場づくりに向けた相談・助言をはじめ、先駆的事例の提供などを進めていきます。

【取組みの方向】

地域で表面化していない課題や新たな課題、今後大きくなると想定される課題など、地域住民や地域の各種団体が個別に把握する地域課題を発掘し、共有化します。さらに、地域の将来像や方向性などを共有し、地域一体となってその実現に向けて取り組みます。

【“地域”の取組み（例示）】

① **地域課題の発掘**……潜在化している地域課題や今後課題として想定される問題などを掘り起こします。

▼住民アンケートの実施、学習会の開催、ワークショップの開催、ラウンドテーブルの設置 など

▽行政等の取組み……社会状況・統計情報等の提供／専門家の派遣 など

② **地域課題の共有化**……地域のさまざまな課題を地域の各種団体の共有課題としてとらえ、解決に向けて取り組みます。

▼情報交流・交換会の開催、話し合いの場づくり など

▽行政等の取組み……専門家の派遣／先進事例等の提供 など

- ③ **解決方策の検討**……地域で共有化した課題の解決に向けて、調査・研究し、解決方策を検討・提案します。

▼学習会・研修会の開催、対策委員会等の設置、専門家の招へい、先進地の視察 など

▽行政等の取組み……専門家の派遣／先進事例等の提供 など

- ④ **協働事業の展開**……行政をはじめ関係機関の協力を得て、地域の各種団体が一体となって、地域課題の解決に取り組みます。

▼新規取組みの企画・実施、連携・協力体制の構築、実行委員会の設置 など

▽行政等の取組み……関係機関との調整／専門家の派遣／支援情報の提供 など

- ⑤ **将来像の共有化**……地域の今後のあるべき姿、将来像などを地域全体で考え、共有化します。

▼検討委員会の設置、地域総会の開催、将来像等の公募 など

▽行政等の取組み……先進事例等の提供／ノウハウ等の提供 など

- ⑥ **地域情報の発信**……地域一体となった取組みを総括し、情報発信します。

▼評価・効果の測定、ニュース等の発行 など

▽行政等の取組み……広報・情報発信／ノウハウ等の提供 など

【実現に向けたスケジュール（案）】

	← 第 2 段階	第 3 段階 →	将来 →
① 地域課題の発掘————→.....→		
② 地域課題の共有化	————→		
③ 解決方策の検討	————→		
④ 協働事業の展開————→		
⑤ 将来像の共有化————→		
⑥ 地域情報の発信————→		

5 新たなネットワークづくりを進めるために

－ 第3段階で取り組むべき方向 －

地域を取り巻く課題が複雑多様化する中で、地域のさまざまな課題に対しては、専門的知識や技術、多くの人々の力を必要とする事案など、地域の各種団体だけの取り組みや連携・協力だけでは、解決が難しい状況も出てきています。

一方では、地域課題の解決などに関する専門的な技術や知識を持つ市民活動団体や企業・大学などが増えてきており、一部の地域では、市民活動団体等との連携による取り組みが進められています。

また、一部の地域では、地域固有の課題の解決に向けて、新たな取り組みやグループづくりも進んできています。

しかしながら、それぞれの活動目的や組織の成り立ち、行動原理などが異なり、相互の情報不足などから、多くの地域では協働の取り組みがあまりみられない状況となっています。

今後、複雑多様化している地域課題の解決に向けては、地域の各種団体が市民活動団体や企業・大学などと連携していくことが有効となる場合もあります。

このためには、地域の各種団体と市民活動団体等が、それぞれの組織の実態や活動に関する情報を収集・交換し、お互いが知りあう機会を通じて、理解を深め、地域課題の解決に向け、一緒になって方向性や役割を検討し、実践的な取り組みを展開していくことが望まれます。

なお、行政等の取り組みとして、市民活動団体等との協働実績を積み重ね、地域の各種団体と市民活動団体等とが連携・協力しやすい環境づくりを進めていきます。

【取り組みの方向】

複雑多様化する地域課題の解決に向けて、地域内や行政との協力だけでは解決が難しい場合などにも対応できるよう、市民活動団体、企業・大学などとの連携・協力を努めます。

【“地域”の取り組み（例示）】

① **市民活動団体との相互理解**……地域で活動している新たなグループや NPO 法人など市民活動団体の活動目的や活動内容などを収集し、相互の理解を深めます。

▼市民活動団体の情報収集、活動内容の見学・視察、意見交換・交流会の開催など

▽行政等の取り組み……市民活動団体の活動情報の提供／出会いの場づくり など

- ② **地域課題の共有**……地域が抱えるさまざまな課題を市民活動団体などと共有し、課題の解決に向けて話し合います。

▼情報交流・交換会の開催、ラウンドテーブルの設置 など

▽行政等の取組み……話し合いの場・機会の提供／協働事例等の提供 など

- ③ **連携事業の展開**……市民活動団体等と地域の各種団体とが一体となって、地域課題の解決に取り組みます。

▼連携・協力のルールづくり、実行委員会の設置 など

▽行政等の取組み……ノウハウの提供／助言・指導 など

- ④ **企業等の活動情報の収集**……企業や大学が行っている社会貢献活動や地域貢献活動の情報を収集し、地域での展開を検討します。

▼情報の収集、地域情報の提供・発信、意見交換の場・機会づくり など

▽行政等の取組み……活動情報の提供／交流の機会提供・仲介／マッチング* など

- ⑤ **実践活動の展開**……企業や大学の有する助成制度や専門知識・技術などを活用し、地域活動の充実や資質向上などに取り組みます。

▼受け入れ体制の整備、研修会の開催 など

▽行政等の取組み……マッチング など

- ⑥ **ゆるやかな連携組織づくり**……地域の将来像や目標像の実現に向けて、地域の各種団体が参画する地域の総合的調整・推進を担う地域内での協働の仕組みづくりを進めます。

▼地域の長期計画の策定、地域住民総意の意見集約の場づくり など

▽行政等の取組み……専門家の派遣／助言・指導 など

【実現に向けたスケジュール（案）】

	← 第3段階	将来 →
① 市民活動団体との相互理解	—————→	
② 地域課題の共有→	
③ 連携事業の展開	—————→	
④ 企業等の活動情報の収集→	
⑤ 実践活動の展開→	
⑥ 連携組織づくり→	

VI 地域コミュニティ活性化に向けた支援体制・方策

1 コミュニティ協会に期待される役割

行政は、常に公共性・公益性及び公平性のもとで施策を行うため、行政が地域活動を直接支援するには、効果・効率的でない場合もあります。そのため、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人財育成や資金確保を支援し、さまざまな団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協力のための橋渡しを担う中間支援組織が重要です。

この役割は、地域の各種団体や住民からの寄付により設立された区コミュニティ協会が担うことが適切であると考えます。すなわち、区コミュニティ協会が培ってきたコミュニティづくりの経験や知識を活かし、地域の活性化に向け各種団体の運営支援や団体間の連携促進など、中間支援組織としての役割を担っていくことが期待されます。

中間支援組織としての機能を発揮していくため、当面は、区役所や区社会福祉協議会などと連携して対応し、計画的・段階的に協会職員の研修や体制の整備などを進めていきます。

【期待される方向】

地域課題を地域一体となって、また必要に応じて市民活動団体等と連携しながら、解決に向けて取り組んでいくことができるよう、区コミュニティ協会の中間支援組織としての機能を高め、地域コミュニティ活性化に向けた支援を行っていきます。

【期待される取組み（例示）】

- ① **交流の場・機会の提供**……地域の各種団体をはじめ、市民活動団体などがお互いを知り合うことのできる場・機会などを提供します。
- ② **学習機会の提供**……地域の新たな担い手の育成やコーディネーターの育成のための講座や勉強会を開催します。
- ③ **各種情報の収集・提供**……地域の各種団体や市民活動団体などの活動目的や内容等に関する情報を収集し、適宜、提供します。
- ④ **相談・助言機能の充実**……地域の各種団体などの事務局機能や資金確保などに関する相談・助言機能を充実します。
- ⑤ **マッチング機能の充実**……地域の各種団体と市民活動団体、企業・大学などの連携に向け、マッチングの機会の提供、助言などを行います。

2 地域コミュニティ活性化に向けて本市が進むべき方向

(1) 行政職員の心構え

地域コミュニティを活性化していくためには、地域の各種団体役員だけでなく、市役所や区役所の職員も積極的に取り組んでいくことが必要です。その際には、地域コミュニティと行政との適切な役割分担を考慮し、地域の主体性や独自性を尊重しつつ、“地域力”を高めていくことを意識しながら、施策や事業を進めていくことが必要です。

1) 住民の参加機会をを広げ、人財を発掘するために

～地域活動への参加のきっかけづくり・場づくり～

日常的に地域活動に参加しにくい住民のまちづくりへの参加のきっかけとして、幅広い住民が参加できるイベント等を企画したり、まちづくりに関する入門講座やボランティア講座を開催するなど、きっかけづくりを進めていきます。

また、さまざまな技能や知識、地域への思いを持った人たちの出会いの場が増えることで、地域活動の新たな担い手の発掘につながります。そして、地域内の誰もが気軽に参加できるようなラウンドテーブルを設置するなど、住民同士が知り合える場づくりを働きかけていきます。

2) 地域課題を掘り起こし、住民間で共有するために

～地域特性や課題を把握し、提供・周知～

地域のさまざまな人財や地域資源、表面化していない課題などを地域住民と共有化し、まちづくりへの関心を高めるため、行政が持つ地域に関するさまざまな情報や各種データをわかりやすく加工して提供し、新たな課題の掘り起こしや解決に向けた選択肢の拡充などを図ります。

また、地域のさまざまな団体や住民が同じテーブルにつき、地域のことを知るための学習や意見交換ができるような環境・仕組みづくりに努めます。

3) 住民主体で解決策を導き出すために

～役割に応じた取組みの検討の場・機会づくり～

地域課題の解決に向けて、行政と地域の役割を整理したうえで、住民が力を合わせて住みよい生活環境を維持していくこと、また維持していくための地域のルールづくりが行えるよう、働きかけていきます。また、地域住民一人ひとりが、自らの取り組むべき役割を理解し、地域内のさまざまな団体や市民活動団体等の協力を得て、解決策を導き出せるよう、環境や仕組みづくりに協力していきます。

4) 多様な主体との連携・協働を進めるために

～NPO等や他の地域との情報交換・交流の促進～

専門的な知識や技術が必要な環境問題をはじめ、高齢者の見守りや子育て支援など、多くの担い手が必要な場合にはNPO法人・ボランティアグループ・企業・大学などに協力を求めるよう、働きかけていきます。また、既存の地域の範囲にとらわれることなく、隣接する地域と連携できるよう、さまざまな情報を提供し、団体相互の交流ができる環境・仕組みづくりに努めていきます。

(2) 本市の具体的な方策

地域コミュニティの活性化には、地域の各種団体の取組みに対する本市の関与のあり方が大きく影響します。今後の地域運営について、住民が主体となれるよう、地域と行政の対等な関係づくりに努めていきます。

このために、市民に最も身近な行政機関としての区役所を、地域活動の支援や地域課題の解決に向けて協働して取り組むための身近な拠点としての機能を強化・充実していきます。

また、地域が自主的・主体的に取り組んでいくことができるよう、本ビジョンをもとに各所属が取り組む地域コミュニティ活性化施策を積極的に支援するため、施策の取りまとめを行い、部・局間の調整や体制づくりなどに努めていきます。

なお、地域では、地域特性や地域活動団体の機能・内容などが異なり、地域課題の解決に向けては、画一的な対応はできないため、地域ニーズや課題に応じて、柔軟できめ細かな施策展開をめざしていきます。

このことから、まずは、地域の各種団体への支援を総合的に検討するための本市関係部局と区役所によるプロジェクトチームを設置し、『人が輝く元気な地域』の実現に向け、地域住民・団体との意見交換や連携を進めながら、以下の方策に取り組んでいきます。

1) 区役所における地域活動総合窓口機能の強化

本市の各種施策の縦割りの実施や、地域への一方的な行政協力依頼は、地域活動の担い手に与える負担感を増やし、地域の自主的な活動に悪影響を及ぼすこととなります。

行政の縦割りが、地域に与える弊害を解消するには、各部局・区が施策情報や地域情報を共有し、地域に対して分野にこだわらず横断的に施策を行う必要があります。

そこで、より地域に身近な区役所において、地域の各種情報を収集し、地域の現状や課題を適切に把握し、地域課題の解決に向けた取組みを支援できるよう、区役所職員が特定の地域を担当する地域担当制の抜本的な充実強化を図っていきます。

区役所を地域活動の窓口とすることにより、本市各部局と区役所が連携し、重複した取組みの見直しを行い、施策を効率的に展開できるようになります。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

◆**区役所中心の体制整備**……行政の縦割りの弊害を解消し、各部局・区の横断的な課題に対応できるよう、区役所を中心に、情報集約や連絡調整機能の充実した体制づくりに取り組めます。

◆**行政協力のあり方見直し**……団体の自主的な活動を促進できるよう、行政協力を含む関与のあり方の検討に取り組めます。

- ◆**地域担当制の充実強化**……地域担当職員が、地域課題の解決に向けての助言や協力、地域と行政等との協働の取組みなどの調整役を担うことができるよう、研修や体制づくりに取り組みます。
- ◆**協働のルールづくり**……市民と行政との協働のためのルールづくりに取り組み、協働に対する市民・職員相互の意識改革と意識醸成を図ります。
- ◇**職員の地域デビューの促進**……地域のまちづくり活動への理解を深めるため、職員の町会加入や地域活動への参加を促進します。

2) 地域と行政の相互理解の推進

地域と行政が対等な関係で地域のまちづくり活動を進めていくにあたっては、両者の信頼関係を構築することが重要です。地域の状況を十分に把握せずに行政主導で行う支援などは、むしろ地域に混乱と不信感を抱かせることとなります。

また、限られた住民や団体だけの意見をもって地域を代表する意見として取り扱うことは、地域のニーズの把握が十分にできないまま施策を検討することとなり、結果として地域にとっても効果的な施策につながらないこととなります。

それぞれの地域実情に応じた支援を行っていくためには、地域の課題やニーズを的確に把握することが重要です。

そこで、市政に対する市民からの関心や理解を深めるため、市政の情報を広く発信し、市政・区政や事業に関する出前講座などの充実に取り組んでいきます。

さらに、新たな事業や事業内容を変更する場合には、地域への十分な説明を行い、本市への理解を得ながら進めていくことが重要となることから、積極的に地域住民の声を聴き、意見交換を行います。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

- ◆**市政情報等の周知促進**……市政情報・区政情報や事業などに関する積極的な発信に向けて、行政が地域に出向く出前講座などの取組みを充実し、市政に対する市民の関心を高めます。
- ◆**意見交換の機会充実**……地域と行政が、地域でのまちづくりの取組みを進めるうえでの役割と責任について意見交換を行う機会を積極的につくります。
- ◆**地域ニーズの反映**……地域の特性を活かしたまちづくり活動が取り込まれるよう、本市の意向を一律的に勧めるのではなく、地域の声を十分に聴き、地域の主体性を尊重して、十分な説明を行いながら各種事業に取り組みます。
- ◇**成果の検証システムの構築**……事業の成果の検証と次につなげるための意見交換を行います。

3) 情報共有の仕組みづくり

地域コミュニティの希薄化が懸念される中で、地域振興会など既存の地域の各種団体の活動が、地域に新たに居住する住民には十分に周知されていない状況にあります。

一方で、古くから居住する住民にも、各校下単位における地域の各種団体の活動内容や活動の意義・目的などを改めて周知徹底していく必要があります。

また、インターネットなどを活用した地域情報の受発信についても、日常的に地域活動に参加できない住民にとっては、効果的な地域コミュニティへの参加のきっかけになるものと期待されます。

そこで、区役所等の広報誌やホームページなど行政が持つ広報媒体を活用し、地域で取り組まれているさまざまな活動を広く区民に紹介していきます。また、事業者等が行う地域コミュニティ活性化のための支援制度などを活用して、地域の各種団体の基盤強化につなげていくことができるよう、さまざまな媒体を活用して情報発信していきます。

さらに、行政だけでは収集できない民間事業者ならではのアイデアや地域事例も提供できるよう、区コミュニティ協会などと連携し、協働による情報発信を展開していきます。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

- ◆**加入促進に向けた情報発信**……地域振興会への未加入者やワンルームマンションの居住者などに、振興町会の役割や機能などを周知し、町会への加入や活動への参加を促進していきます。
- ◆**各種情報の収集・提供**……地域活動事例や支援情報などの収集体制を充実するとともに、地域と行政との協働事業の事例などをわかりやすく発信するように努めていきます。
- ◆**情報交流の場・機会の提供**……地域活動に関するさまざまな情報が交流できる場やインターネットなどを活用した情報交流の場などの仕組みづくりに取り組みます。

4) 活動資金づくり等への支援

これまで本市では、地域の各種団体に対して事業ごとに活動助成金を交付してきました。区の地域振興会に対しては、地域振興活動補助金を交付し、地域コミュニティ活動への支援を行ってきました。

また、地域の各種団体や市民活動団体を支援するため、市民活動推進基金を設置し、市民ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・独創的な活動を支援してきました。

しかしながら、本市からの補助金や事業委託料が縦割り予算のため、地域の各種団体が自主的・重点的に取り組むための事業には使えないといった状況や、限られた用途の中ではきめ細やかな取組みができないといった状況もあります。

そこで、地域の活動が柔軟かつ地域ニーズに応じた形で展開されるよう、地域での予算や事業計画の立案段階から公明性・透明性がより一層確保され、用途やその効果についても十分に説明でき、それぞれの地域特性や課題に応じて柔軟に用途を決定し、交付申請ができる仕組みなどを検討していきます。

また、行政からの補助金や事業委託料以外に、活動資金を作る方法もあります。いくつかの民間事業者によって、地域コミュニティの育成や環境問題への取組み、緑化活動などに対する助成制度が創設されていますし、最近では、地域に必要な仕事を有償の事業として行うコミュニティ・ビジネスや社会的企業が注目されています。

また、地域課題の解決や地域活動の活性化を図るために、企業等が有する人財やモノ、場所、情報などの資源を必要とする団体に結び合わせる仕組みとして、「地域貢献活動マッチングシステム」もあります。

そこで、民間助成制度や、コミュニティ・ビジネス、地域貢献活動マッチングシステムなどの情報を提供するとともに、それら幅広い資金調達に向けた相談体制を充実させます。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

- ◆**市民活動推進基金の活用促進**……市民活動推進基金を充実し、これを活用して先駆的・独創的な地域まちづくり活動への支援に取り組みます。
- ◇**補助金制度等の見直し**……地域の活動実態に応じた補助金等制度の検討を進めます。
- ◇**資金確保のための相談窓口の紹介・あっせん**……コミュニティ・ビジネスの周知や情報提供など、活動資金の確保に関する相談や助言を行う中間支援窓口などを紹介します。
- ◆**各種情報の収集・提供（再掲）**……地域活動事例や支援情報などの収集体制を充実するとともに、地域と行政との協働事業の事例などをわかりやすく発信するように努めていきます。
- ◆**企業等とのマッチングの促進**……企業等の社会貢献活動の情報発信や企業等と地域の各種団体とマッチングを進めます。

5) 団体相互の連携・協力を促進する仕組みづくり

団体間の交流が進み、団体相互の理解が深まることによって、人と人とのつながりができ、それぞれの団体が持つ資源や人財を出しあい、連携・協力して地域課題の解決に取り組むことができます。

このためには、地域のさまざまな団体が連携を図ることがまず基本であり、地域で解決できない場合などには、市民活動団体等との連携を図っていくことも考えられます。

さらに、地域課題について研究や実践、社会貢献活動を行っている大学や企業などと新たに連携を図ることで、地域課題の解決だけでなく、新たな活動の展開の可能性が広がっていきます。

地域のさまざまな団体をはじめ、団体相互の連携・協力を進めるためには、活動や人のつながりなどをコーディネートできる地域人財（コーディネーター）の育成や、地域活動を調整（ファシリテート）できる職員の育成が重要です。

そこで、地域の各種団体相互や市民活動団体、企業・大学などとのネットワークづくりが地域で円滑に取り組みられ、情報交流や交換の場づくり、マッチングなどが展開できるよう、地域人財や職員向けの研修、コミュニティ協会の機能強化などを進めていきます。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

- ◆**情報交流の場・機会の提供（再掲）**……地域活動に関するさまざまな情報が交流できる場やインターネットなどを活用した情報交流の場などの仕組みづくりに取り組みます。
- ◆**企業等とのマッチングの促進（再掲）**……企業などの社会貢献活動の情報発信や地域の各種団体とをつなぐマッチングを進めます。
- ◆**コーディネーターの発掘・育成**……コーディネーターの発掘・育成に向けた事業を市・区コミュニティ協会と連携し、協働事業により取り組みます。
- ◆**職員研修の充実**……地域のまちづくり活動をファシリテートできる職員を広く養成するための研修等に取り組みます。
- ◆**地域担当制の充実強化（再掲）**……地域担当職員が、地域課題の解決に向けて助言や協力、地域と行政等との協働の取組みなどの調整役を担うことができるよう、研修や体制づくりに取り組みます。
- ◆**中間支援組織としての機能強化**……市・区コミュニティ協会の機能の充実強化に向けた支援に取り組みます。

6) 活動拠点の充実に向けた支援

地域の住民が集い、意見交換や会議などを行う活動拠点も地域コミュニティ活性化の重要な要素です。

本市では、これまで各行政区に区民センターなどの区役所附設会館を設置し、コミュニティの育成に取り組むとともに、概ね小学校区ごとの「地域集会施設」や「老人憩の家」への建設の補助を行うなど、地域活動や高齢者の生きがい活動を支援してきました。

また、地域社会における身近な生涯学習活動の拠点として、小学校に「生涯学習ルーム」を開設し、自主的な文化・学習活動や交流の場と、多彩な講習・講座等、学習機会の提供を図ってきました。そして、現代的・社会的な課題である、多文化共生・手話・福祉・環境・情報・子育てなどの取組みへと発展してきています。

さらには、ボランティア活動や子育て支援等を行う NPO 法人などの活動拠点等として、市営住宅の空き室等を活用した取組みも進めています。

今後は、行政区より小さな地域単位でのコミュニティづくりやまちづくり活動を推進し、地域の活性化を図るため、より身近な地域単位での活動拠点の充実に取り組めます。

地域集会施設や老人憩の家などについては、施設運営に関する支援の仕組みを見直し、地域の活動拠点として広く地域で活用されるよう、新たな支援につなげていきます。

さらに、これまで目的別に取り組んでいた生涯学習ルーム等の社会教育事業と地域振興事業の連携促進に向けた検討をはじめ、市内各所にあるこれらの公共資産や地域資産を有効に活用し、魅力ある地域のまちづくり活動の活性化を進めるために、これまでの目的別施設の縦割りの整理に取り組んでいきます。

【具体的な方策】（◆は早急に着手する、または拡充する必要がある方策）

◆**公共施設の活用促進**……市営住宅等の公共施設のさらなる地域への開放促進等に向けた検討を進めます。

◇**地域資源の有効活用の検討**……地域集会施設や老人憩の家など本市が建設補助を行った地域資産が有効に活用されるよう、現行支援の効果的な見直しに向けて検討を進めます。

◇**社会教育事業と地域振興事業の連携促進**……生涯学習ルーム等の社会教育事業と地域振興事業の連携促進に向けた検討を進めます。

むすびに

1) 心豊かな暮らしを営める地域をめざして

今後も、地域には、さまざまな人が住み、生活を営んでいきます。

地域に根ざした地域の各種団体や地域のまちづくり活動は、地域独自の文化の一部として大切な財産です。

よき隣人関係は、より実りのある社会生活を送るうえで不可欠な要素です。

2) 責任と自覚に満ちた地域運営をめざして

住民自治の実現には、幅広い人々の参画と行政と地域の各種団体をはじめとした多様な主体間の協働や、活発な市民活動が不可欠な要素となります。

社会環境が大きく変化する時代にあっても、大阪でいきいきとした地域社会を営めるよう、市民と行政によって、地域を活性化し、より良い社会づくりを進めていくことが必要です。

3) 地域と行政との協働による事業展開をめざして

地域の課題は、それぞれの地域によって異なり、また、同じような課題であっても課題の大きさや解決に向けての困難さも異なることから、それぞれの地域に応じた取組みが必要です。

また、地域のまちづくり活動の成果は、すぐに現れるものではありません。

地域と行政で活動結果を検証し、次の取組みへつなげるための意見交換などを繰り返すことで本当の成果につながります。その検証過程も一つの成果です。

地域と行政との協働によるさまざまな取組みを参考に、各地域が主体的に事業を選択し、行政との協働事業を積み重ねていくことができれば、地域の活性化がさらに進み、より魅力あるまちづくりにつながるものと期待されます。

4) そのために大阪市ができること

本市では、地域の主体的な活動を促進し、各種施策の実行性をより高めるためにも、地域にとって最も良い方法を常に検証、改善することとし、さらなる取組みを進めていきます。

また、地域の主体的なまちづくり活動に対する側面的支援の充実として、助言・相談などの支援事業を担い、地域にある多様な主体（住民、地域の各種団体、ボランティア団体、NPO 法人、企業、大学など）の協力を得ながら、市民との協働関係の構築を図っていきます。

市民と行政が対等な関係のもとで協働してまちづくりを進めることで、『人が輝く元気な地域』の実現をめざしてがんばっていきましょう。

大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン
 ～ “人が輝く元気な地域” をめざして～

— 付属資料集 —

目 次

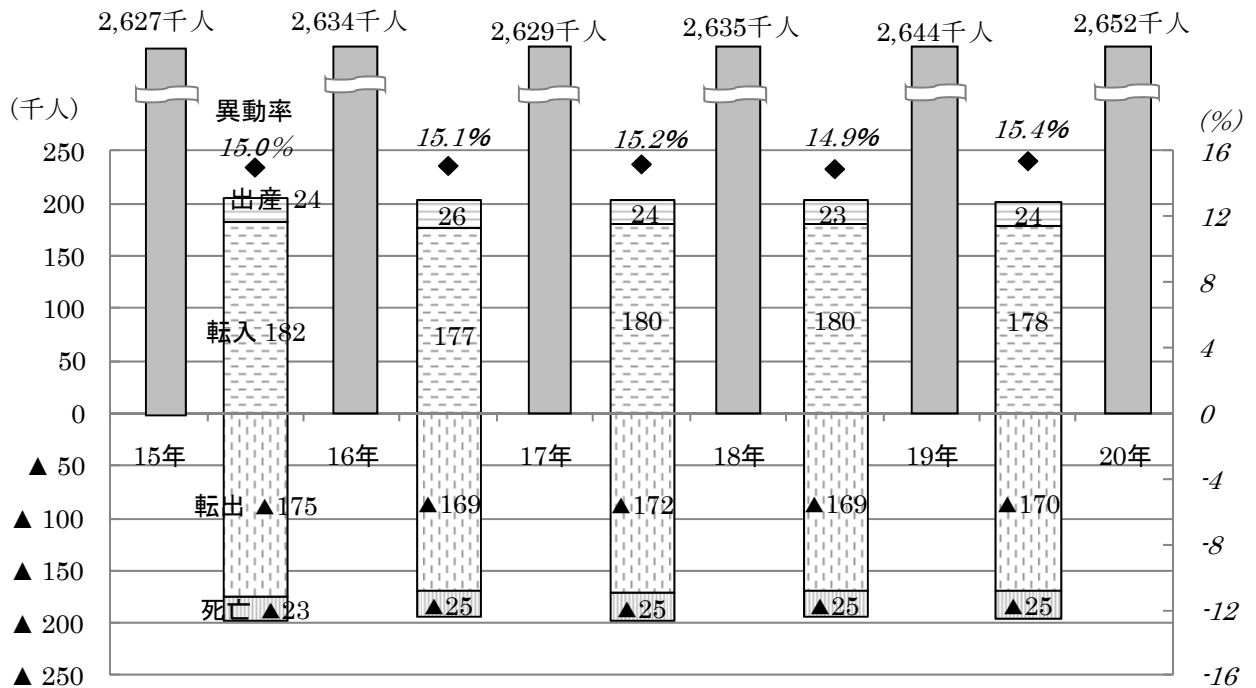
1 関連データ集	46
1) 人口異動と異動率の推移	46
2) 高齢者単身世帯の状況	46
3) 区別の高齢化・少子化の状況（平成7年→平成17年）	47
4) 区別の将来推計（高齢化・少子化の見通し）	48
5) 区別にみる住宅総数のうち借家で居室数が1室の住宅の状況	50
6) 各政令指定都市における町会等の加入状況	51
7) （地域活動アンケート結果より）町会に加入しない理由	52
8) （地域活動アンケート結果より）地域活動を行う上での課題	53
9) （地域活動アンケート結果より）地域まちづくり活動への参加の考え ..	54
2 主な地域コミュニティ活動の概要資料集	55
1) 地域コミュニティに関わる人財・組織・団体	55
2) 区レベルのさまざまな団体・人財が参画する組織・団体	60
3) 地域各種団体 自律的運営 確認用評価シート	63
4) 地域のさまざまな事業・取組み確認資料	64
3 パブリック・コメントについて	66
4 用語説明	68

1 関連データ集

1) 人口異動と異動率の推移

最近の5カ年の転入出等の割合をみると、市民の約15%が毎年異動している状況となっています。

《人口異動の状況》



注1) 各年の人口は、10月1日推計人口

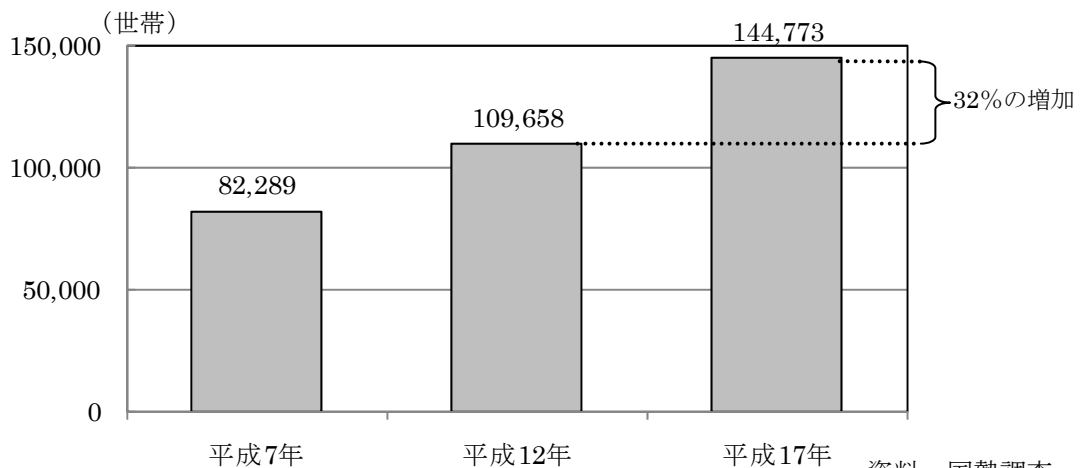
注2) 異動率は、前年人口に対する人口増減の割合

資料：大阪市データネット（大阪市計画調整局）「人口異動」

2) 高齢者単身世帯の状況

65歳以上の高齢者単身世帯では、平成12年から平成17年の5年間で32%増加しています。

《高齢者単身世帯の状況》



資料：国勢調査

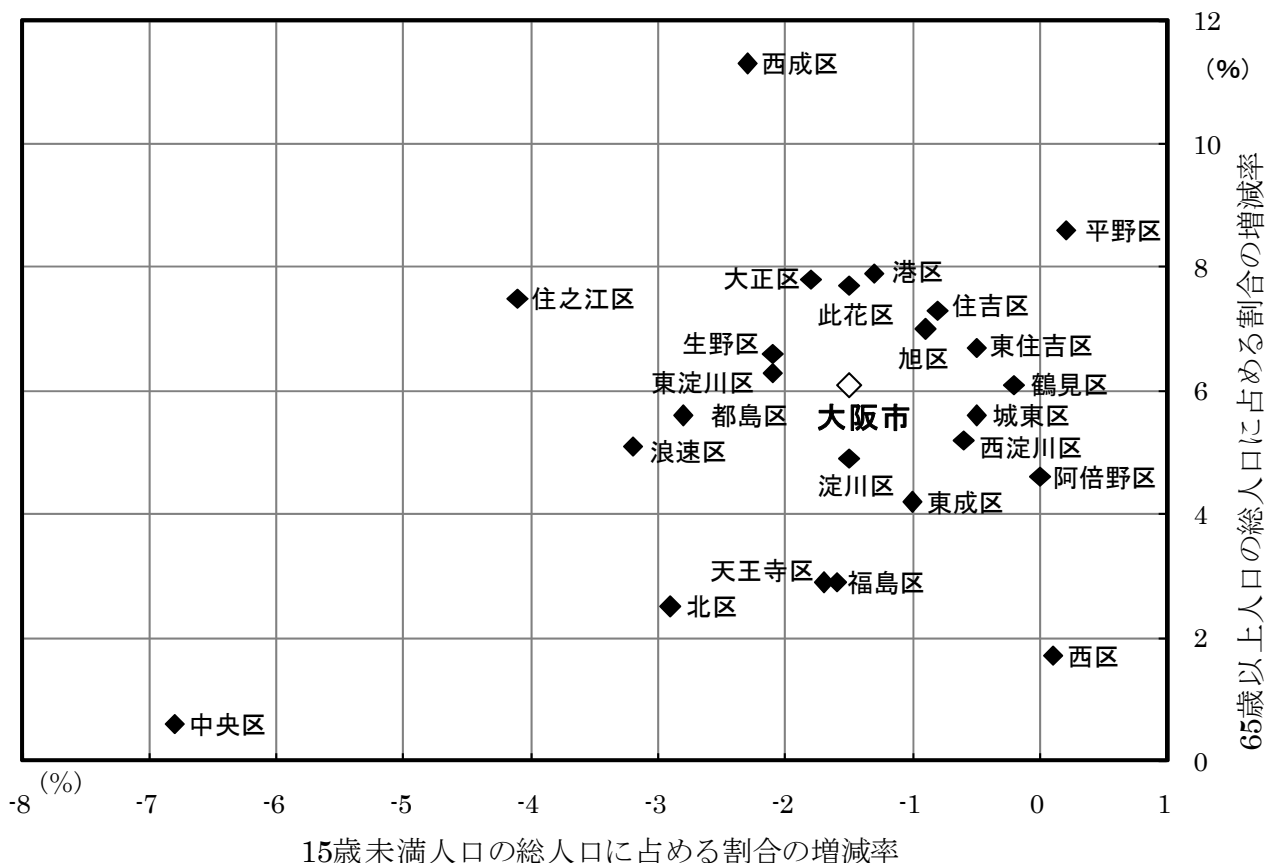
3) 区別の高齢化・少子化の状況（平成7年 → 平成17年）

平成7年から平成17年の10年間における、各区の65歳以上人口の総人口に占める割合と15歳未満人口の総人口に占める割合の変化をみると、本市全体の推移が平成7年に比して平成17年では、65歳以上の人口比率が6.1%増加しており、15歳未満の人口は▲1.5%減少しています。

区別では、65歳以上の人口比率は全区で増加しており、西成区11.3%、平野区8.6%、港区7.9%、大正区7.8%、住之江区7.5%の順になっています。

一方、15歳未満の人口比率の変化をみると、平野区0.2%、西区0.1%で増加し、阿倍野区は変動はないですが、それ以外の区では減少しており、特に中央区では▲6.8%、住之江区▲4.1%、浪速区▲3.2%と少なくなっています。

《区別の人口構造における割合の変化（平成7年→平成17年）》



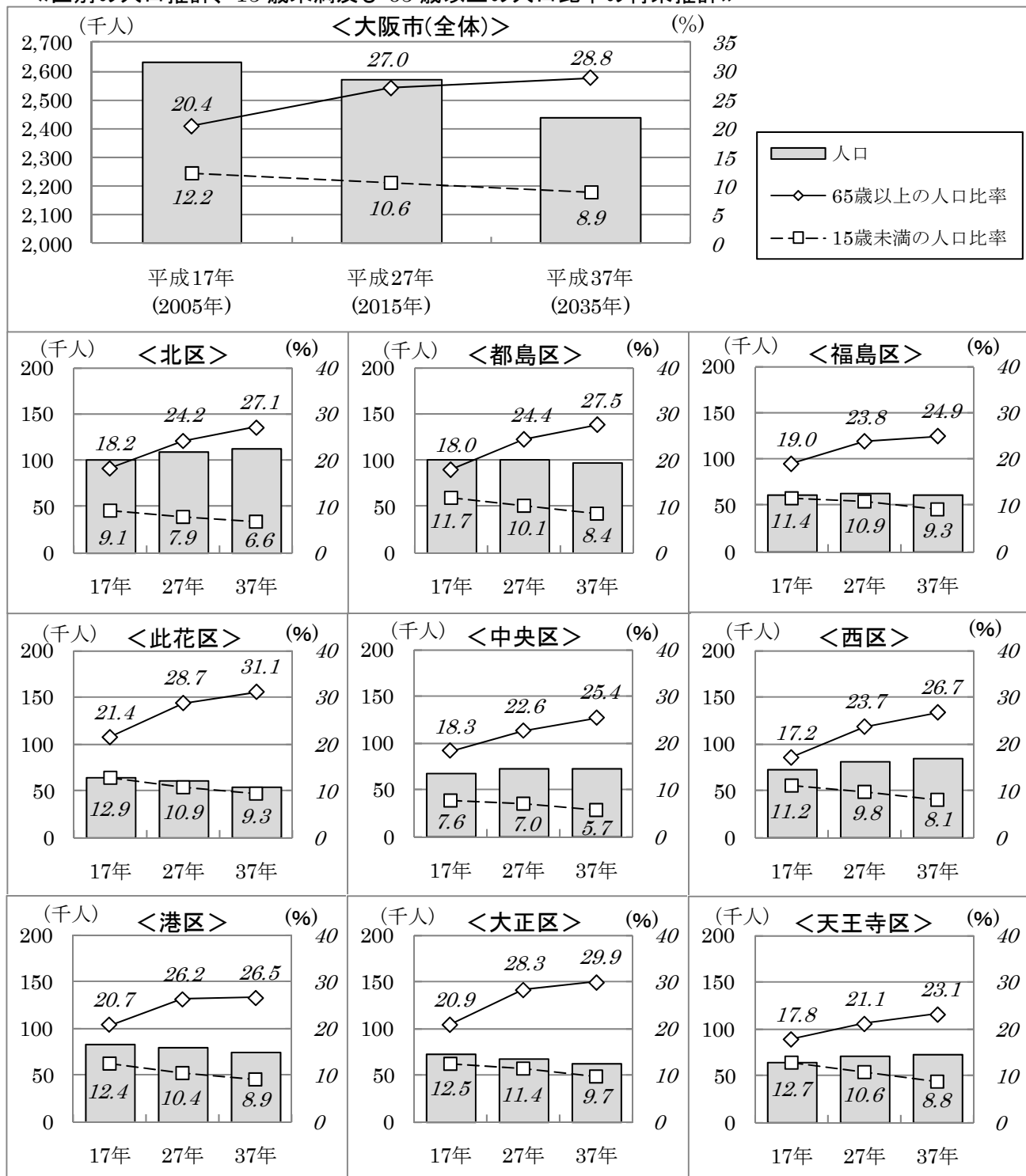
資料：国勢調査

4) 区別の将来推計（高齢化・少子化の見通し）

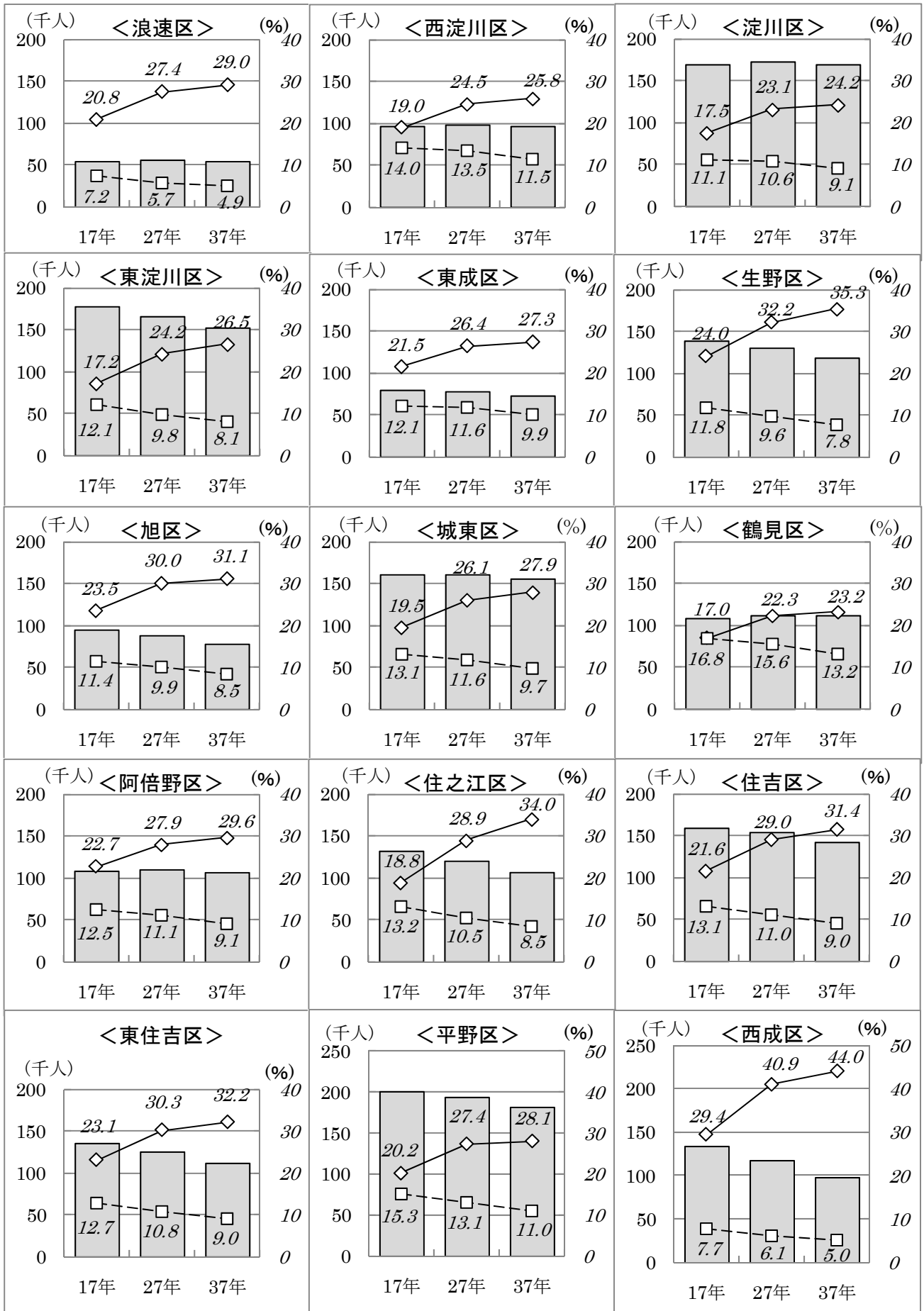
平成27年（2015年）、平成37年（2035年）における15歳未満及び65歳以上の将来の人口の占める割合については、各区により状況が異なっていますが、人口の減少が見込まれる区で、65歳以上の人口の占める割合が高くなる区が多くあります。

このことから、将来に向けて、高齢者の見守りなどの地域全体での取組みの重要性がますます高まるものと考えられます。

《区別の人口推計、15歳未満及び65歳以上の人口比率の将来推計》



大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン

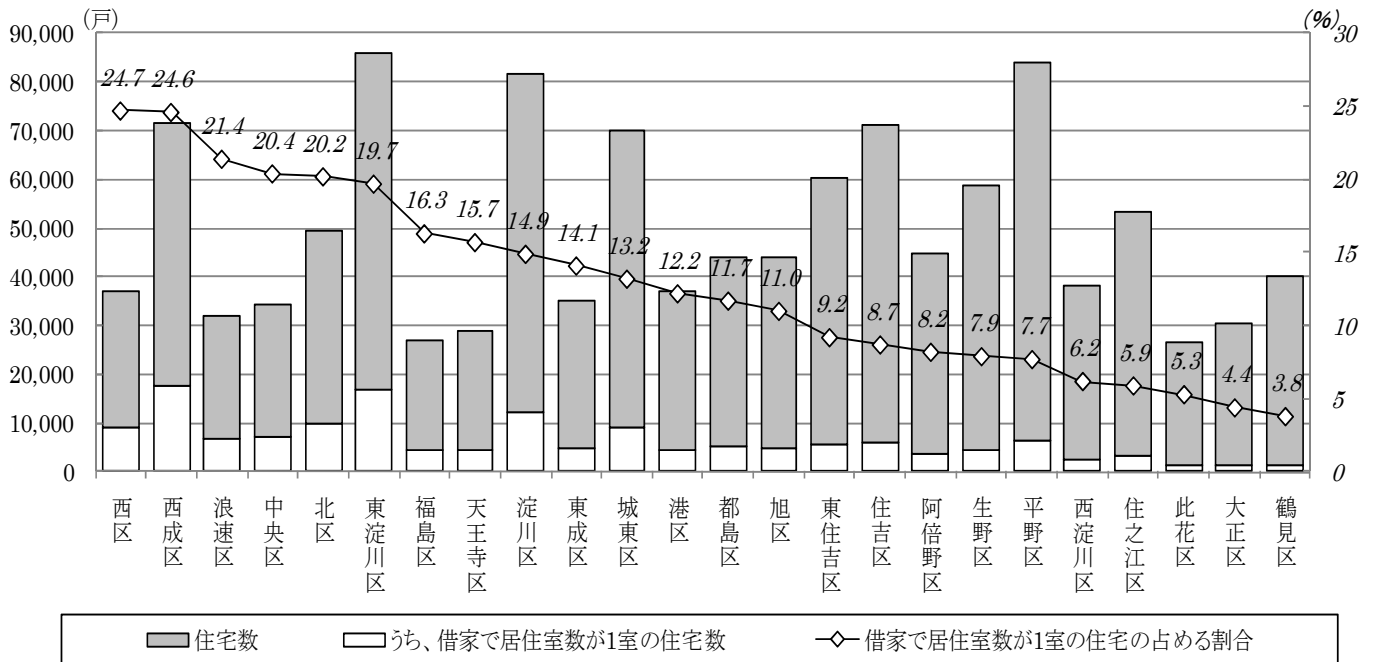


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」

5) 区別にみる住宅総数のうち借家で居室数が1室の住宅の状況

大阪市のような都市部では、職住近接や交通機関の利便性などの点からも、いわゆるワンルームマンションなど単身世帯向け借家住宅の需要が高く、区内の住宅数のうち借家で居室数が1室の住宅の占める割合は、最も高い区で、約25%で4戸に1戸が該当する状況となっています。

《区別の住宅数と借家で居室数が1室の住宅の占める割合》

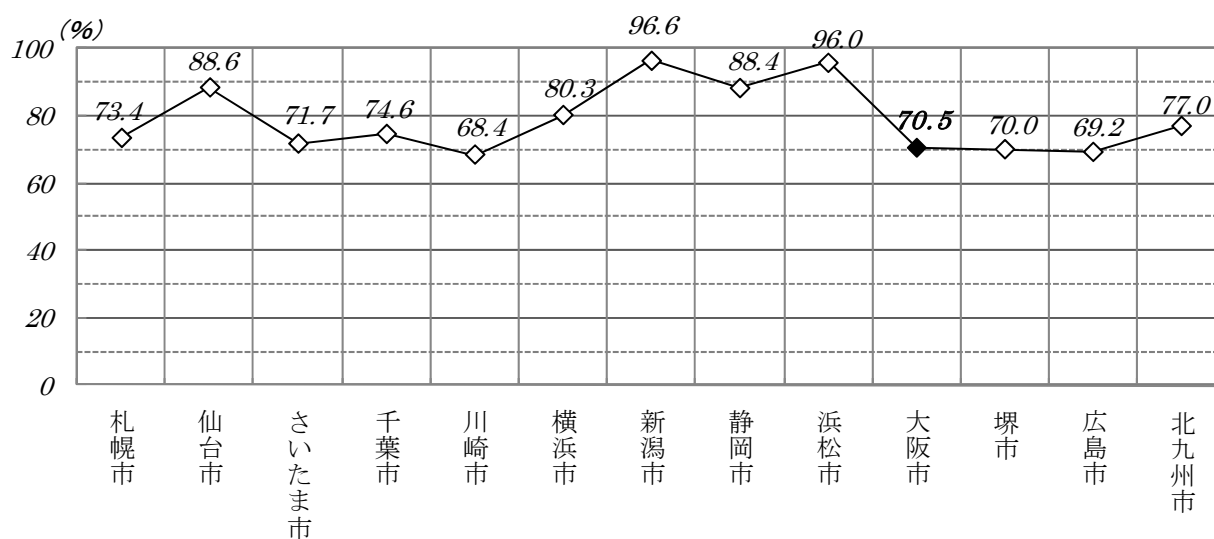


資料：平成15年住宅・土地統計調査

6) 各政令指定都市における町会等の加入状況

大阪市地域振興会が組織化された昭和 50 年では、世帯加入率が 90%を超えていたと言われていますが、平成 20 年 1 月時点では、70.5%まで減少しており、他の政令指定都市と比較すると決して高い加入状況といえない状況にあります。

《各政令指定都市における町会等の加入状況》



注 1) 各都市の加入率は平成 18 年度又は 19 年度中の実績

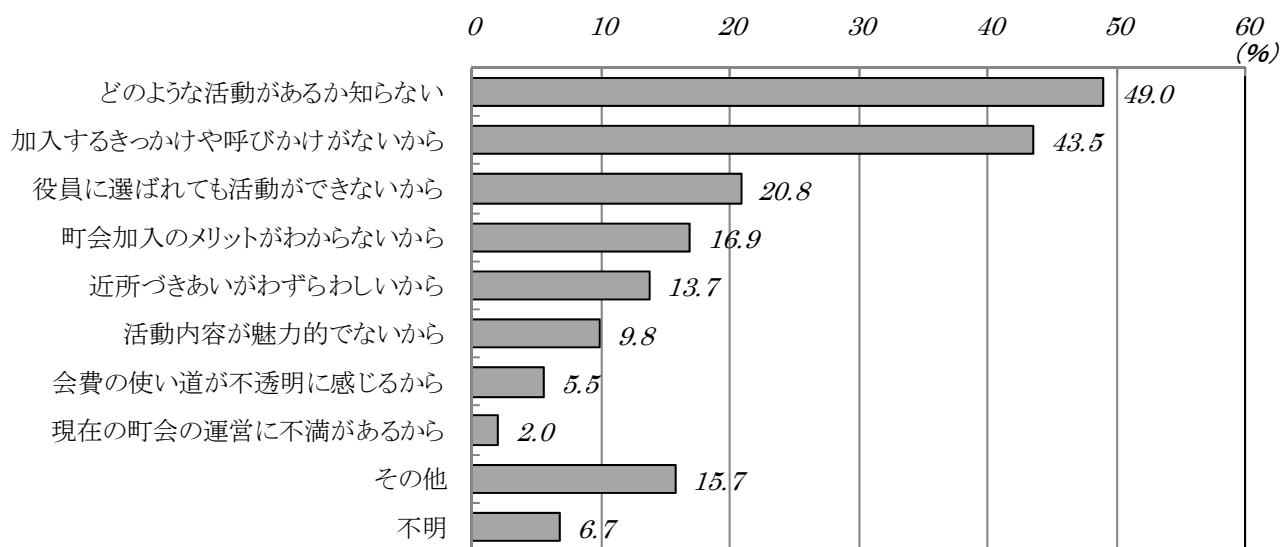
注 2) 表中に含まれていない都市は、行政側での加入状況の把握を行っていません。

資料：大阪市市民局市民活動担当調べ（平成 19 年 8 月実施）

7) (地域活動アンケート結果より) 町会に加入しない理由

「地域活動に関するアンケート【市民】」(平成 19 年度実施)の結果では、町会に加入していない市民は、「町会に加入をしない理由」として、「どのような活動があるのか知らない」(49.0%)、「加入するきっかけや呼びかけがないから」(43.5%)をあげています。

《町会に加入しない理由(市民、複数回答)》

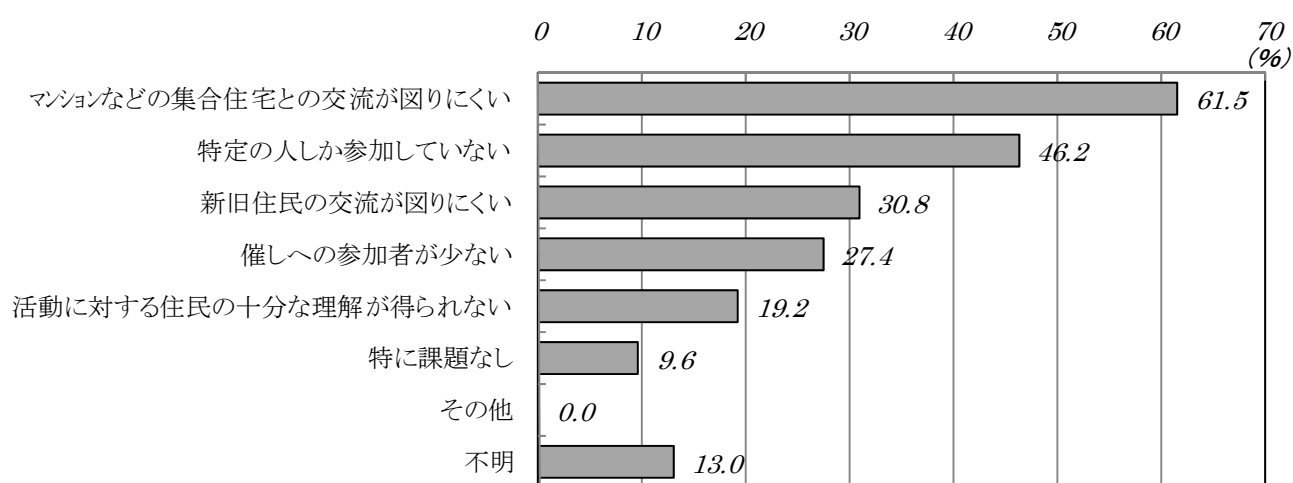


資料：地域活動に関するアンケート(大阪市民政局、平成 19 年度)

8) (地域活動アンケート結果より) 地域活動を行う上での課題

「地域活動に関するアンケート【地域振興会連合振興町会 会長】」（平成 19 年度実施）の結果では、会長が地域活動を行う上で抱えている課題としては、「マンションなど集合住宅との交流が図りにくい」（61.5%）、「特定の人しか参加していない」（46.2%）、「新旧住民の交流が図りにくい」（30.8%）、「催しへの参加者が少ない」（27.4%）があげられています。

《地域活動への住民参加状況での課題（地域振興会連合振興町会 会長、複数回答）》



資料：地域活動に関するアンケート（大阪市民政局、平成 19 年度）

9) (地域活動アンケート結果より) 地域まちづくり活動への参加の考え

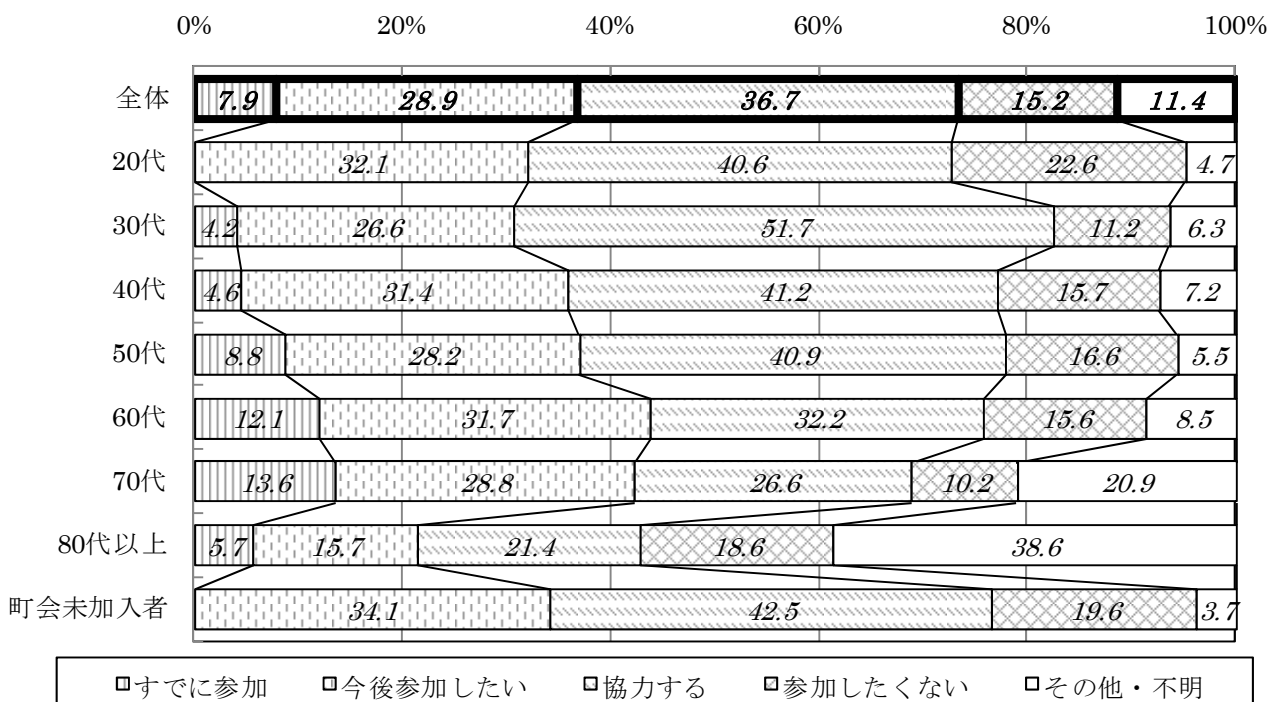
「地域活動に関するアンケート【市民】」(平成 19 年度実施)の結果では、地域のまちづくり活動への参加について、7 割を超える市民が「参加・協力」の意向があり、また現在町会へ未加入の市民の方の地域活動への参加意欲をみても、7 割を超える方は、「参加・協力」の意向があることがうかがえます。

これらのことから、町会への加入については、加入促進や活動への参加呼びかけなど会としての積極的な取組みが十分にできているのか、地域活動を実施する上で、より多くの住民の方が参加できるような工夫に常に努められているのかといった課題が見えてきました。

また、住民への加入促進や活動への参加周知が十分に届いていない状況も課題となっていることが明確になりました。

地域活動の担い手や参加者が減っている状況をよく聞きますが、このアンケート結果から今後、地域のさまざまな活動を広く情報収集し、発信していくことが行政の責務として重要であることが認識でき、今後は、地域の各種団体と行政が車の両輪のように連携協力し、幅広く住民の参加を促すための取組みを進めることが重要となってきています。

《地域まちづくり活動への参加の考え (市民)》



資料：地域活動に関するアンケート (大阪市民局、平成 19 年度)

2 主な地域コミュニティ活動の概要資料集

地域コミュニティでは、地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、さまざまな人財・組織・団体が活動を展開されています。

地域コミュニティ活動に関わる主な人財・組織・団体は次のとおりです。

ご注意

- ・「名称」欄に記述している名称は、一般的な名称を使用していますので、地域や区によっては、名称が異なるものや、組織されていないものもあります。
- ・「活動目的」欄などに記述している「地域」という表現は、各団体ごとに定めている表現などをそのまま用いていますので、本ビジョンで定義している「地域」という表現（概ね小学校校区程度の範囲）と異なる意味で使用されている場合があります。
- ・人財・組織・団体の掲載順は、「地域振興（区政コミュニティ、市民公益活動）事業分析報告書」（平成19年3月）の『主な地域活動団体の活動団体』を参考にしています。

1) 地域コミュニティに関わる人財・組織・団体

① 住民のつながりや連帯感の醸成などを目的とする人財・組織・団体

名 称	活動目的	主な活動
地域振興 会連合振 興町会	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの町は自らの手でつくる」という決意のもとに、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのあるまちづくりに努めるとともに、市・区行政の円滑化などに協力し、地域社会の福祉の増進とその向上を図ることを目的とした、地域住民による自主的ボランティア活動の組織です。 ・概ね小学校通学区域内にある振興町会をもって構成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盆踊り、運動会などの行事の主催 ・子ども会、女性会、老人クラブなどの育成 ・区をあげての区民まつり、たこあげ大会などさまざまな行事への参加・協力 ・震災訓練等への参加 ・救急法講習会への参加 ・献血の推進 ・日赤社資（日赤の活動資金）募集への協力など
連合赤十 字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・主に災害救助・献血推進などを目的とした団体で、地域振興会連合振興町会と協力体制にあり、構成員・役員は地域振興会連合振興町会と同じです。 	
地域女性 団体 (女性会)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の地位、教養、生活の向上をめざし、女性学級をはじめとする学習活動やボランティア精神に基づく地域活動を通して、コミュニティづくりや男女共同参画の推進に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での環境美化活動（町を明るくする運動） ・女性学級、各種学習会、女性のつどい、バレーボール大会の開催 ・DV防止に向けた活動（夕陽丘募金）など

② 子どもや青少年の健全育成などを目的とする人財・組織・団体

名 称	活動目的	主な活動
青少年指導員	<ul style="list-style-type: none"> 青少年指導員制度により、地域での青少年の健全育成活動と、非行防止活動を推進するため、大阪市青少年問題協議会会長（大阪市長）より委嘱されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の非行防止に向けた夜間巡視活動 自らの知識を深めるための各種研修会の開催 中学生スポーツ大会、中学生コンサートの開催 など
青少年福祉委員	<ul style="list-style-type: none"> 青少年福祉委員制度により、地域での青少年指導員活動を側面的に援助するとともに、青少年問題の啓発と、青少年をとりまく社会環境の浄化など青少年の健全育成活動を行うため、大阪市青少年問題協議会会長（大阪市長）より委嘱されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年指導員に協力して、夜間巡視活動 社会環境浄化活動 研修会の実施 など
子ども会	<ul style="list-style-type: none"> 他の団体と連絡を密にしながら、各種行事を通じ、子どもの自主性を育み、地域のふれあいの中から、心身ともに健全に育つようさまざまな事業を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 親善ソフトボール・キックベースボール大会の開催 など
PTA	<ul style="list-style-type: none"> 市立の学校園において、教師と保護者が一体となって、児童生徒の健全育成を図る目的で結成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する講演会などの成人教育活動 プール開放や餅つき大会などの主催事業 校外巡視や登下校指導の校外生活指導 広報活動（PTA 新聞の発行） など
BBS	<ul style="list-style-type: none"> Big Brothers and Sisters（ビッグブラザーズ アンド シスターズ）の略で、「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に遊んだり、悩みの相談にのったりなど、同じ目の高さで接しながら、少年が健やかに成長する事を支援し、それぞれの地域で少年たちとの交流や、非行のない社会環境づくりのための活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する“ともだち活動” 非行防止活動 自らの知識を深めるための学習の実施
少年補導員、少年補導協助手員、少年指導委員	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部長等の委嘱を受けて、少年の非行防止や健全育成のための活動にあたる民間ボランティア。警察や学校の先生、PTA となどと連携をとりながら、街頭補導活動、少年相談活動、有害環境浄化活動等のほか、少年の居場所づくりをはじめとする立ち直り支援活動などを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 【少年補導員】…街頭補導活動 【少年補導協助手員】…非行集団に所属する少年を、その集団から離脱させるほか、非行を防止するための指導・相談 【少年指導委員】…少年を有害な風俗環境から守る

③ 地域福祉や高齢者福祉などの推進を目的とする人財・組織・団体

名 称	活動目的	主な活動
民生委員・児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> 「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱され、地域の福祉活動を行っています。 児童虐待防止の取り組みなど、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員も各地域で活動しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活上のことや子どものこと、その他福祉に関する相談活動 子育てサロンの運営 など
保護司	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるほか、犯罪や非行を未然に防ぐため、家庭・地域・学校・関係団体とネットワークを結び、犯罪予防活動を推進するため、法務大臣からの委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人に対する保護観察 社会復帰のための環境調整 犯罪や非行を未然に防ぐための犯罪予防活動
更生保護女性会	<ul style="list-style-type: none"> 女性の立場から犯罪をした者の更生を助け、犯罪予防のための世論の啓発に努め、社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与するため、女性保護司並びに保護司配偶者・本会の趣旨に賛同される女性で構成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人々の社会復帰支援 広く地域住民に更生保護制度を理解してもらうためのミニ集会の開催 青少年の健全育成や子育て支援活動
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 地域における高齢者の自主的な組織で、社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進事業などを実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の清掃 通学路の見守り 世代間交流会や社会見学、民謡教室、健康講座・歌体操・歩こう会の開催など
寝たきり予防推進協議会会員	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市が実施した「すこやかフロンティア講座(旧寝たきり予防教室)」などの修了生が会員となり、生活習慣病予防や介護予防に必要な知識と技術の習得を図るとともに、普及啓発活動を通して区民の健康づくりへ寄与する活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩く会や講演会などの開催 地域での健診受診勧奨や健康体操などの健康づくり普及啓発活動 介護講習や介護用品の学習、地域での紹介

④ 健康づくりや生涯学習の推進などを目的とする人財・組織・団体

名 称	活動目的	主な活動
体育指導委員	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興法並びに大阪市体育指導委員規則に基づいて大阪市教育委員会から委嘱される非常勤の公務員です。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種審判講習会の開催 各種体育スポーツ大会、区民レクリエーション大会等への協力 など
食生活改善推進員	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市が実施している「健康講座保健栄養コース」を修了し、地域で食を通じた健康づくりのために活動しているボランティアです。 	<ul style="list-style-type: none"> 「おやこの食育教室」や「男性のための料理教室」の開催など、食生活改善のための各種普及啓発活動
生涯学習推進員	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の特別教室等を利用した、生涯学習ルーム事業など、地域の生涯学習の企画・運営・広報などのコーディネートを担っており、大阪市長により委嘱されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習ルーム事業の計画、実施 生涯学習推進員区連絡会の実施 市と共催した“ルームふえすていばる”の開催

⑤ 快適で心豊かな暮らしの推進を目的とする人財・組織・団体

名 称	活動目的	主な活動
緑化リーダー	<ul style="list-style-type: none"> 区花と緑のまちづくり推進委員会の推薦を受け、講習会などを通じて、花と緑に関する知識や技術を身につけ、緑化の心を地域に根づかせ、花と緑のまちづくりの輪を育てる活動をしています。 専門的な講座を受けた「グリーンコーディネーター」は、総合的な地域緑化活動の担い手として、花と緑のまちづくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 区民まつり等での緑化啓発 公共施設等の花飾りボランティア 花づくり広場等で、種から育てる花づくり事業のボランティア など
公園愛護会	<ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会制度に基づいて、公園の環境美化（清掃活動）、利用の促進、緑化普及の推進を行う地域住民で結成されたボランティア団体です。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が管理する公園の清掃 など
道路愛護団体	<ul style="list-style-type: none"> 道路の美観の維持と公共施設愛護精神の高揚を図ることを目的に住民によって組織された団体です。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が管理する道路（遊歩道、植樹帯等）の清掃 など
河川愛護団体	<ul style="list-style-type: none"> 河川の美観の維持と公共施設愛護精神の高揚を図ることを目的に沿川住民によって組織された団体です。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が管理する河川（遊歩道、植樹帯等）の清掃 など
大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）	<ul style="list-style-type: none"> 地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。大阪市と協働し、市民のみなさんに対する「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での啓発活動 集団回収の促進やガレージセール開催等、リユース・リサイクル活動の取り組み 分別収集への排出協力等の啓発など
地域防災リーダー	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年の阪神・淡路大震災を契機に地域住民による自主防災活動の重要性が再認識され、連合振興町会を単位として結成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修用教材を用いての防災学習 可搬式ポンプや消火器を用いての技術訓練、救助用資器材を用いての救出・救護訓練 など
女性防火クラブ員	<ul style="list-style-type: none"> 家庭からの火災発生防止と、高齢者や災害に弱い人々の被害等を軽減するため、地域の協力体制と連帯意識を高め、安全で住みよい地域社会の実現をめざして、結成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 防火・防災の知識、初期消火の方法、応急手当等の技術の習得 火災や救急などの発生時の早期通報 消火隊への情報提供 など
人権啓発推進員	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市人権啓発推進協議会会長より委嘱を受けて、市人権啓発推進員制度に基づき、研修会、講演会等において、人権問題について理解を深め、学習手法等を学び、地域での啓発活動や相談などを担っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区の人権啓発事業への意見反映 「人権週間」や「区民まつり」などの啓発事業への参画 校区単位での啓発活動の企画・実施

⑥ 地域内のさまざまな人財や団体が参画する地域の組織

名 称	活動目的	主な活動
地域（校下・校区）社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある方など、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりをめざすことを目的とし、地域振興会や民生委員協議会など、さまざまな団体が集まり、概ね小学校区を単位として構成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動 ・ふれあい喫茶、子育てサロン、世代間交流などの各種グループ活動
地域ネットワーク委員会（地域ネットワーク推進員）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民が健康を保持・増進し積極的に社会参加できるような、地域ぐるみの取り組みや、要援護者のニーズの発見・相談、関係機関への連絡・調整、地域での支え合いについての検討などを行うことを目的とし、概ね小学校区を基本に、各種団体の代表や地域ボランティア等で構成されています。 ・地域ネットワーク推進員は、事務局として、相談の窓口や関係機関との連絡調整を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助を必要とする住民のニーズの発見や支援活動、関係機関との連絡調整
小学校区教育協議会（はぐくみネット）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発し、教育コミュニティづくりを推進することを目的に、PTA や学校関係者、地域諸団体等で構成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア等を活用した授業やクラブ活動、学校行事への参画・支援 ・教育を語る会や子育て講座などの開催 ・学校の教育内容や地域行事を情報誌で発信
地域防犯協（議）会	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のない明るい社会の実現を理想として、地域に根ざした防犯活動を行うため、各警察署ごとに設置されている防犯協会の各地域ごとの組織です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全意識の普及啓発 ・防犯パトロールの実施 ・防犯対策の調査・研究や各種防犯活動 など

2) 区レベルのさまざまな団体・人財が参画する組織・団体

地域で活躍されている人財・組織・団体の多くが、区レベルの組織・団体を設置し、地域ごとの情報交換や研修などに取り組まれています。

① 地域の組織・団体・人財で構成される区レベルの組織（その1）

名 称	設置目的・活動等
地域振興会	・「自らの町は自らの手でつくる」という決意のもとに、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのあるまちづくりに努めるとともに、市・区行政の円滑化などに協力し、地域社会の福祉の増進とその向上を図ることを目的に、区内の連合振興町会で構成されている組織です。
赤十字奉仕団	・主に災害救助・献血推進などを目的とした団体で、地域振興会と協力体制にあり、構成員・役員は地域振興会と同じです。
地域女性団体協議会	・各地域の女性会相互の連絡と女性の教養・生活・地位の向上と地域に根ざしたさまざまな学習活動や社会的活動への積極的な取り組み・参加協力を基本として、豊かで活力ある男女共同参画社会づくりをめざすため、設置されています。
青少年指導員連絡協議会	・青少年指導員相互の連絡協調を図り、地域における青少年の健全育成事業を円滑かつ効果的に推進するために設置されています。
青少年福祉委員連絡協議会	・青少年指導員活動を側面的に援助し、青少年問題に関する世論の啓発と社会環境の浄化、並びに整備促進を図るとともに、委員相互の連絡協調と資質の向上を図ることを目的に設置されています。
子ども会育成連合協議会	・区内の子ども会育成指導者が相互の連絡を密にし、子ども会活動を振興し、こどもの健全育成を図ることを目的に設置されています。
青年団体協議会	・青年団体が友愛のもとに協調を図り、地域の青年会の育成を図るほか、さまざまな行事を開催し、体育活動や地域の歴史文化を学ぶ活動の推進や、指導者の育成を行い、その発展に努め、地域社会の発展にも寄与するため設立されています。
PTA 協議会	・区内の各市立学校園 PTA（単位 PTA）相互の連携や情報の共有化を図り、PTA の健全な発展と教育の振興に寄与することを目的にしています。
BBS 会	・「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に遊んだり、悩みの相談にのったりなど、同じ目の高さで、接しながら、少年が健やかに成長する事を支援し、それぞれの地域で少年たちとの交流や、非行のない社会環境づくりのための活動を行う団体です。
民生委員協議会	・民生委員信条並びに児童憲章の精神に則り、民生委員・児童委員活動の推進と委員相互の連絡協調を図り、もって福祉事業の発展に資することを目的に設立されています。
保護司会	・社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善・更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与するために設立されています。
更生保護女性会	・女性の立場から犯罪をした者の更生を助け、犯罪予防のための世論の啓発に努め、社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与するために設立されています。
老人クラブ連合会	・区内の単位老人クラブの連絡協調を図り、老人クラブの発展と高齢者の福祉向上に資することを目的として設置されています。
寝たきり予防推進協議会	・大阪市が実施している「すこやかフロンティア講座」や「高齢者介護予防指導者養成講座」などの修了生が会員となり、寝たきり予防に必要な知識と技術の習得並びに会員相互の親睦を図るとともに、普及啓発活動を通して区民の健康づくりに寄与することを目的として設置されています。

① 地域の組織・団体・人財で構成される区レベルの組織（その2）

名 称	設置目的・活動等
身体障害者団体協議会	・地域における身体障害者の活動の推進及び関係機関の業務に対する協力ならびに身体障害者福祉事業の啓発・宣伝等、身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的に設立されています。
体育指導委員協議会	・体育指導委員相互の連絡を密にし、市・区および体育厚生協会の協力のもと、市民の健康づくりとスポーツ振興に寄与することを目的として設置されています。
体育厚生協会	・体育とレクリエーションを普及奨励し、健全明朗な心身の育成を図り地域づくりに寄与することを目的として、各種団体や体育関係者で構成されている組織です。
食生活改善推進員協議会	・地域住民に対する食生活改善のための知識の普及啓発及び健康づくりへの実践活動を進めるため、会員の資質の向上を図るとともに、広く地域の健康づくりに寄与することを目的に設置されています。
献血推進委員会	・地域における献血の推進を図ることを目的として設立され、大阪市長より委嘱された委員により構成されている組織です。
生涯学習推進委員会（生涯学習区民会議）	・区における生涯学習推進に向けて、区生涯学習推進本部と連携し、生涯学習計画の策定や事業への助言や研究等を行うため、区内の各種団体の代表者や小・中学校の代表者等で構成されている組織です。
生涯学習推進員連絡会	・生涯学習推進員相互の連絡と情報の共有化を図り、生涯学習ルーム事業を円滑に推進していくために設置されています。
視聴覚教育協議会	・会員相互の協力によって、視聴覚機材、機器の適正な利用を促進し、もって区内社会教育関係の視聴覚教育の振興を図ることを目的に設置されています。
遺族会	・区域に居住する戦没者遺族を主として組織され、英霊の顕彰、遺族の慰謝激励、社会の福祉増進に貢献することを目的として設置されています。
母と子の共励会	・相互扶助の精神に立脚し、母子家庭ならびに寡婦家庭が自立できるよう支援し、その生活の安定と福祉の増進に資することを目的として設立されています。
女性防火クラブ	・区内の女性防火クラブ員で構成され、住宅防火を推進するとともに「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災意識の高揚を図ることを目的としています。
人権啓発推進（協議）会	・基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりをめざすことを目的として、区内の市民団体や社会教育団体などで構成されている組織です。
人権啓発推進員連絡会	・人権啓発推進員相互の連絡と情報の共有化を図り、推進員の活動を円滑かつ効果的に推進するために設置されています。
企業人権推進協議会	・さまざまな人権問題解決のため企業と関係行政機関、関係団体との相互連携を図るとともに、社会の構成員としての「企業市民」の立場から、人権啓発の充実と就職の機会均等を図るなど、人権尊重社会の実現に資することを目的として、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所など区内の事業所で構成されている組織です。

② 地域のさまざまな組織・団体・人財が参画する区レベルの組織・団体

名 称	設置目的・活動等
未来わがまち 推進会議	・平成 17 年度に区民によって策定された区の将来像を描いた「未来わがまちビジョン」の実現に向けた推進会議です。
青少年育成推 進会議	・青少年問題に関わる各種団体相互の密接な連携強化を図り、青少年の健全育成、非行防止対策等を地域住民の積極的な協力を得て、効果的に推進することを目的に各種団体や行政機関などにより構成されている組織です。
地域福祉アク シヨンプラン 推進委員会	・大阪市地域福祉計画に基づき、平成 18 年度に各区で策定された「地域福祉アクションプラン」の具体的な取組みを推進するため、各区での実情に応じて地域にかかわる幅広い人々や団体等が参画しています。
すきやねん大 阪市民運動推 進委員会区実 行委員会	・各種団体と関係機関が互いに連携をとり、区民自らが 21 世紀を展望した区のまちづくりを考え、世界に拓かれた美しいまち、あたたかいふれあいのあるマナーの良いまちづくりをめざすことを目的に各種団体や行政機関等で構成されている組織です。
花と緑のまち づくり推進本 部	・区民一人ひとりが、花と緑のまちづくりを推進していくことにより、安らぎとうるおいのあるまちを創出し、地域や区内の美化を図ることを目的に、各種団体や行政機関で構成されている組織です。
社会を明るく する運動実行 委員会	・すべての国民が、犯罪や非行防止、犯罪を犯した人の厚生について理解を深め、それぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を構築することをめざして、各種団体等により構成されている組織です。
安全なまちづ くり推進協議 会	・区内の官公署、事業者、区民及び各種団体の代表者が一体となって、地域に密着した安全なまちづくり事業を推進することにより、安心して暮らすことのできる「安全なまちづくり」の実現に資することを目的に組織されています。
交通事故をな くす運動推進 本部	・区における各種交通安全運動の推進母体として、区内各種団体の代表者や区役所、警察が一体となって効果的な交通安全運動の企画並びに連絡調整を図り、事故防止に関する施策を推進する組織です。

③ 地域のさまざまな組織・団体・人財で構成される法人格を有する組織

名 称	設置目的・活動等
コミュニティ 協会	・人々の心の豊かさや、人間的ふれあい、うるおいと連帯感のある人間性豊かな地域社会づくりの実現に向けて、区におけるコミュニティづくり推進の中心的団体として各種団体等で構成されている組織です。 ・区民や地域の各種団体等からの浄財により設立されています。
区社会福祉協 議会	・社会福祉法に基づき、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な推進及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に各種団体等で構成される組織です。

3) 地域各種団体 自律的運営 確認用評価シート

地域の各種団体などの自律的な運営に向けた簡易な評価シートです。

参考にご活用ください。

		団体名 ()	団体名 ()
運営に関して	1. 会則や運営規則が整備されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	2. 総会や年次報告会がある	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	3. 定期的に会合が開かれている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	4. 会議録や記録などが公開されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	5. 代表や役員などが周知されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	6. 役員等の選出が民主的に行われている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	7. 研修会などが定期的に行われている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	8. 会員等の発掘・募集を行っている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
活動に関して	9. 活動内容が団体の目的に適している	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	10. 活動マニュアルが整備されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	11. 活動の参加者が増えている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	12. 活動ごとに反省会を開いている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	13. 参加者の意見や評価を把握している	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	14. 活動に他団体の協力が得られている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	15. 活動内容の見直しなどを行っている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
会計に関して	16. 予算書と決算書が作成されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	17. 会計担当を決めている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	18. 会計報告を公開している	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	19. 会計処理が適正に行われている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	20. 会計監査が行われている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
その他	21. 他団体と交流・情報交換をしている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	22. ニーズや課題の把握を行っている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	23. ホームページを開設している	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	24. ニュースなどを発行している	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	25. 地域住民の多くに認知されている	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
採点	「1.はい」の数はいくつありましたか？	「1.はい」の合計 () 個	「1.はい」の合計 () 個

「はい」の合計	おおよその目安
0～10	地域に開かれた運営ができていません。透明性・公開性を進めましょう
11～19	そこそこの自律はできていますが、まだまだ頑張る余地は多いです。
20以上	自律性の高い運営が行われています。満点をめざしましょう!!

4) 地域のさまざまな事業・取組み確認資料

地域では、「親睦・交流」や「安全・安心」、「環境」などの目的に応じて、さまざまな取組みが、地域の各種団体が単独あるいは連携・協力して、展開されています。

お住まいの地域で、地域の各種団体が単独あるいは連携して、どのような取組みを行っていただけるかを、次ページのような確認シートを活用して把握してみませんか。

今後の地域活動の参考にご活用ください。

〔地域のさまざまな事業・取組み 例示〕

1. 親睦・交流の取組み	
1) 行事・イベント	夏まつり、盆踊り、敬老会、運動会・体育祭、秋まつり、餅つき など
2) 健全育成	スポーツ活動（野球、サッカー、キックベースボール、ソフトボール など）、野外活動（校庭キャンプ など）、巡回パトロール など
3) 生涯学習・生きがい	研修会・施設見学会、発表会・文化祭、まち歩き、奉仕活動（福祉施設訪問、昔遊び など） など
2. 安全・安心の取組み	
1) 防災・防火	避難訓練（炊き出し、消火訓練、避難所開設 など）、災害図上訓練（DIG）、救急講習 など
2) 防犯・交通安全	登下校時見守り、青パト、夜警、防犯灯維持管理、駐輪場整理、交通安全街頭啓発 など
3) 健康・医療・福祉	介護予防教室、ふれあい喫茶、訪問（安否確認）活動、配食サービス、子育てサロン、共同募金 など
3. 環境等の取組み	
1) 環境・美化	公園清掃、道路清掃、河川清掃、不用品回収・バザー、古新聞等回収、落書き除去、かたづけ隊、ふれあい花壇 など
2) 情報共有・伝達	総会・住民集会、講演会、ポスター掲示・掲示板管理、回覧板等での行事の周知 など
3) その他の取組み	

〔地域のさまざまな事業・取組みと各種団体の関わり確認シート ～作成例～〕

凡 例	連合振興町会	民生委員・児童委員	女性会	青少年指導員	子ども会	小学校PTA	体育指導委員	老人クラブ	地域社会福祉協議会	地域ネットワーク委員	だんじり保存会		備 考
○：主催・主担当 △：協力・補助													
1. 親睦・交流の取組み													
1) 行事・イベント													
夏まつり	△				△						○		7月中旬
盆踊り	△		△	△	△	△		△	○				8月中旬
敬老会	△	△	△	△				△	○	△	△		9月中旬
2) 健全育成													
ラジオ体操				○	△	△	△						7～8月
巡回パトロール				○		△							毎月25日
キックベースボール				△	○	△							毎月第2・4日曜日
2. 安心・安全の取組み													
1) 防災・防火													
避難訓練	○							△					9月上旬
								△					9月上旬

「確認シート」は、市ホームページ (<http://www.city.osaka.ig.jp/shimin/page/000074054.html>) から入手することができます。
 なお、前記以外の方法で「確認シート」をご入用の場合は、巻末の問合せ先までお気軽にお申し出ください。

3 パブリック・コメントについて

「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン（素案）」に対する市民のご意見を広く募集するため、次のとおりパブリック・コメントを実施しました。

1 意見募集期間

平成 22 年 2 月 1 日～2 月 26 日

2 素案公表方法

○インターネットによる公表

- ・市民局ホームページ

○素案の配布、概要版の配布

- ・市民局市民活動担当
- ・市民情報プラザ（市役所 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所（区民情報コーナー）・各区役所出張所
- ・各区民センター
- ・各クレオ大阪（男女共同参画センター）
- ・各生涯学習センター
- ・各区図書館

3 意見募集方法

持参、送付、ファックス、電子メール

4 集計結果

受付通数合計	持参	送付	ファックス	電子メール
19	10	3	3	3

5 属性

性別							
男性	女性	不明					
11 人	4 人	4 人					
住所							
大阪市内	大阪市外	不明					
12 人	2 人	5 人					
年齢							
20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
人	人	3 人	2 人	人	3 人	5 人	6 人

6 意見内容による分類

項 目		件 数
意見総数		46
素案全般について		2
はじめに	(1～2 頁)	2
I 大阪市における地域コミュニティの動き	(3～6 頁)	0
II 地域コミュニティを取り巻く社会経済状況の変化	(7～13 頁)	5
III 地域コミュニティの担い手とコミュニティ活動の課題	(14～18 頁)	10
IV 地域コミュニティのめざすべき姿	(19～24 頁)	5
V 地域コミュニティの活性化に向けて	(25～34 頁)	6
VI 地域コミュニティ活性化に向けた支援体制・方策	(35～43 頁)	9
むすびに及び付属資料集	(44～67 頁)	2
その他		5

複数項目にわたってご意見をいただいておりますので、受付通数と意見件数とは一致しません。
 この他に、素案の内容に関わらないご意見・ご提案が5件ありました。

4 用語説明

【あ行】

■ アドプトシステム …… アダプトとは「養子にする」という意味で、道路・河川等の公共スペースを、地域住民や企業などが愛情を持って面倒を見る（清掃・美化する）ことをいう。自治体と市民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に管理していく仕組み。

■ NPO …… Non Profit Organization の略で、さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的、自発的に市民公益活動を行う組織のこと。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命（ミッション）の実現をめざして活動する組織や団体のことをいう。

特に、特定非営利活動促進法（NPO 法）により、特定非営利活動法人の認証を受けた組織を「NPO 法人」という。

【か行】

■ 公益法人制度改革 …… 従来の公益法人制度において、公益性の判断基準が不明確であったことや、行政の委託・補助金・天下りの受け皿等についての批判や指摘などさまざまな問題が生じていたことから、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、平成 20 年 12 月 1 日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行された。

■ コーディネート …… 全体的な調和などを考えて調整し、組み合わせること。

■ コミュニティ・ビジネス …… 地域住民などが、地域課題やニーズに対応し、その解決のために必要なサービスなどを有償で提供する事業のことで、創業の促進や地域の活性化につながると期待される。単に経済的利益のみを目的とするのではなく、生活者の立場に立ち、さまざまな形で地域の利益を増大させることを目的とする。

【さ行】

■ CSR …… Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」と一般的に言われ、企業が行っている社会貢献活動のことをさす。

■ 市民活動団体 …… 本ビジョンでは、NPO やボランティア団体など、地域の枠にとらわれることなく、特定のテーマのもとで公益的な取組みを進めている組織のことを「市民活動団体」という。⇔「地域の各種団体」

【た行】

■ タウンウォッチング …… 歩きながら、まちの魅力や課題を発見する方法。防災や防犯、バリアフリーなど、テーマを設けて実際に地域を歩くことで普段気づかないことの発見が期待できる。

■ 地域活動 …… 「地域のまちづくり活動」と同義語。身近な地域の社会環境を良くするために、市民や地域の各種団体、NPO 法人・ボランティア団体、事業者などが地域を中心に取り組む公益的な活動のこと。

■ 地域担当制 …… 地域への行政情報の提供を行うとともに、地域課題やニーズの掘り起こしを行い、本市の行政施策等に反映するため、地域活動への助言を行うとともに、区役所の職員が、区内地域を分担して担当し、地域に出向いて地域行事への参加や広聴活動などを行う仕組み。

- 地域の各種団体 …… 地域住民を中心に地縁に基づいて形成された住民組織。地域振興会や社会福祉協議会、地域女性団体協議会、青少年指導員連絡協議会、商店会連盟など。 ⇔ 「市民活動団体」
- 地域力 …… 地域住民や地域の各種団体をはじめ地域に関わるさまざまな主体が、地域の課題を共有し、協働のもとで自立的に課題の解決を図り、地域の価値を見出していくための力のこと。
- 中間支援組織 …… 社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割としては、資源（人・モノ・カネ・情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言・調査研究）など。本ビジョンでは、さまざまな団体と行政との間の橋渡しを行うものも含める。
- 都市型コミュニティ …… 生活形態や価値観の異なる多様な市民が生活を営む都市部において、さまざまな交流の中から、支えあう心や自治の精神を培い、市民主体の豊かで住みよいまちづくりに向け、地域の住民や団体だけでなく、企業や働く人々もコミュニティの構成員となり、若者をはじめ幅広い市民の参加を得ながら形成されていくコミュニティのこと。

【な行】

- ネットワーク …… 網の目のような組織や人のつながりそのものをさす。

【は行】

- パートナシップ …… 地域の各種団体・市民活動団体・大学・企業・行政など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこと。
- ビジョン …… 将来の見通し、構想、将来像のこと。
- ファシリテート …… 容易にする、促進するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス（手順、過程）を設計・管理することをいう。
- 方面委員制度 …… 市町村吏員・警察官吏・学校関係者・地方有志・社会事業関係者の中から知事によって委嘱された方面委員が、小学校区域を担当区域として、区域内の住民の生活状態を調査し、その情報を基に、要援護者に対する救済を行う制度。昭和 11 年に法制化され、方面委員令が施行され、国家的な機関となった。

【ま行】

- マッチング …… さまざまな資源や人財を需給（必要とする側と与えることができる側）に応じてつなぎ合わせること。

【ら行】

- ラウンドテーブル …… 参加者が車座になって話し合う場のことで、座り順や役職・肩書きにとらわれることなく、「平等に意見を述べる」ことができる少人数の会議を意味している。

【わ行】

- ワークショップ …… 体験型の講座の意味で、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される会議で、住民参加型の合意形成などに用いられている。具体的には、参加者全員が意見を書き出すなどの作業を通じて、相互理解を深めるような工夫が行われている。

大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン
～ “人が輝く元気な地域” をめざして～

発行日	平成 22 年 4 月
問合せ先	大阪市 市民局 市民活動担当
電話	06-6208-7306
FAX	06-6202-7073
E メール	ca0028@city.osaka.lg.jp